

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①追加認定第5号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○西村委員

数点確認をさせていただきたいと思います。

まず主要施策の成果189ページ、決算書は185ページになりますが、スクールライフ支援事業について、主要施策の成果を確認すると、相当数の回数と時間を訪問等で要しているものというふうに見受けられますが、それをしたことによる効果、実績というか、実際にどの程度効果が上がっているのかというのをまず教えていただければというふうに思います。

#### ○原田学校教育課長

スクールライフ支援事業でございますけれども、スクールライフ支援員5名がアウトリーチ型の訪問型支援を行っておりますが、訪問時の支援としては、学校に登校することが難しい状態の児童生徒のその自宅を訪問し、生活習慣リズムの改善などに向けて、児童生徒や保護者のニーズを大切にしながらの学習支援、これを基本としつつ、登校支援や軽い運動、レクリエーションや相談対応等を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

それによって状態が改善したとかというのは、数値としては上がってこない部分もあるかと思いますが、そのあたりで何か上がっているものがもしあれば、もう少し教えていただければと思います。

#### ○原田学校教育課長

事業のほうの成果でございますけれども、支援している児童生徒が生活リズムを崩すことなく生活を送ることができている点や、それから、学校の教職員と不登校児童生徒の関係性を保っている点、保護者の支援にもつながっている点などが上げられますけれども、令和5年度、スクールライフ支援員の支援の関わりによって、5名の児童生徒が学校へ復帰しているといった成果も上がっているところでございます。

#### ○西村委員

分かりました。数値的には5人が学校に行けるようになった、または、それで、見えないところでもいろいろと効果が上がっているということが分かりました。

また、この業務に当たっているスクールライフ支援員5名というのは、もともと教職

員の免許を持っている方とか有資格者なんですか、そのあたりを確認させていただきます。

○原田学校教育課長

スクールライフ支援員5名につきましては、教員免許を有する者となっております。以上です。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。それで、同じこの決算書の185ページのまたスクールライフ支援事業のところなんですが、当初予算で上がっていなかった普通旅費が計上されていると思うんですが、この普通旅費に関して、御説明をお願いしたいと思います。

○原田学校教育課長

このスクールライフ支援員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、アウトリーチ型の支援というのを行っておりまして、従来この移動手段は公用車としていたところですが、公用車の台数に限りがあり、機を捉えたアウトリーチを行いきにくいといったようなことから、支援体制の見直しを図りまして、令和5年10月から、自家用車公用使用を開始したところでございます。

こちらにございます普通旅費につきましては、その令和5年10月から令和6年3月までの5名分の旅費を合算したものというふうになっております。

○西村委員

承知しました。理解いたしました。

それから、もう一点、先ほど説明がありました予算書187ページで、決算参考資料の12ページになりますが、予備費からの流用ということで、大和中学校校舎等のアスベスト及びPCB分析調査業務というものに充てられたと、そういったような説明があったかと思いますが、これに関しては、契約の内容、これは、どういう契約の内容だったのかというのをもう少し教えていただければと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

アスベストの委託関係に関する契約の内容ということでございます。この予算につきましては、このたび施設一体型小中一貫やまと学園の施設整備基本計画を策定しておりますが、これについては、プロポーザルで事業者を決定して行っておりまして。

今回のそのアスベストにつきましても、その事業者との随意契約で契約を結んだところでございます。

以上でございます。

○西村委員

随意契約で契約をしたということで理解をいたしました。ありがとうございました。  
以上です。

○早稲田委員

決算書の181ページの教育委員会運営事業の交際費のところ、前年度と比べて増額になっていますが、その理由についてお示してください。

○加川教育部次長

交際費についてでございますけれども、交際費の用途は、先進地視察の手土産代であるとか、教職員等関係者の香典等が該当するものでございます。

令和5年度につきましては、冒頭でも申し上げましたとおり、教育委員会の先進地視察を行いました。このほか、やまと学園推進に係る先進地視察に伴う手土産代など、そのほか、そういったように、先進地視察をコロナ禍前に近い形で実施をしたということ、また、伊藤公資料館における伊藤家愛蔵品展、これの開催に当たりまして、御来光いただきました伊藤公の御子息への対応等を行いましたことから、前年度と比べて増額となったものでございます。

以上です。

○早稲田委員

分かりました。先進地視察等に行かれたということと、伊藤公の御子息に対しての対応ということで理解いたしました。

続きまして、同じページの181ページの職員の給与費等のところなんですけれども、一般職給4,678万9,000円及び時間外勤務手当548万円について、前年度と比べて増額となっています。時間外のところとかかなり増えていると思うんですけれども、その理由についてお示してください。

○加川教育部次長

まず一般職給についてでございますけれども、令和5年度から部活動改革推進室が創設されました。併せて、教育総務課内にやまと学園推進係が創設されました。こうしたことから、事務局費からの支出の対象となる職員が、令和4年度と比べて2名増加となった。このことが主な増額要因でございます。

それから、時間外手当についてでございますが、先ほども申し上げましたやまと学園推進係に関する業務、これがかなりございましたし、年度途中からは、浅江中学校の移転改修に係る業務、こういったものも発生したというところで、前年度と比べて増額になったというところでございます。

以上です。

○早稲田委員

部活動の推進とかやまと学園とか、新しい事業が始まっているので2名増員したとい

うのと、時間外勤務については、やっぱりやまと学園のことが多いのかなと、今伺いました。

実際に、いろいろな会合とか、傍聴させてもらっていましたが、遅くまで頑張っておられて、ちょっと気になっているところでもありますので、今、働き方改革の時代でもあるので、この辺、注意していただければとちょっと感じているところです。

続きまして、決算書の183ページです。

事務局運営事業の普通旅費のところが増額になっておりまして、視察の件かなというふうに推測される所でございますけれども、説明をお願いいたします。

#### ○加川教育部次長

普通旅費の増額の要因でございますが、今、委員からもございましたように、先進地視察を行ったというところがございます。教育委員会の先進地視察として、京都市の視察を行っておりますけれども、こちらのほうに要した教育長と事務局職員3名の旅費、このほか、やまと学園の推進に関しても先進地視察を行っておるところで、本年度、普通旅費が増額になったというところがございます。

以上です。

#### ○早稲田委員

確認をいたしました。視察の現場を見ることによって、それをよいところとかを活用して、光市のほうにそれを伝えるといたしますか、実際に実施していただけますようお願いいたします。

一応確認までということで、私、以上です。

説 明：加川教育部次長兼教育総務課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 質 疑

#### ○西崎委員

決算書の193、それと、189、小学校、中学校が193ページ、2ページにわたります質問でございますが、今市議会で問題になっている教師用教科書指導書等購入費が、中学校で8万9,100円、小学校で7万3,700円上がっておりますが、この理由は何でしょうか。

#### ○加川教育部次長

小学校教師用指導図書等につきましては、小学校の改訂の年に、全体額として、今回も議会でお諮りしましたように、2,000万円を超えるような額のものをご購入しておりますが、それ以外の年につきましては、破損等により補充が必要な物等の購入に充てているところがございます。

以上です。

○西崎委員

そうすると、これは、教師が増えたから足らなくなったから追加購入したということじゃなしに、破損または紛失、そういう理由ということでもいいですか。

○加川教育部次長

破損等の補充であるとか、あとは特別支援学級等に関わる先生等が増えた場合等で追加で支給する場合がございます。

以上です。

○西崎委員

この教師用の指導書というのは備品というふうに解釈しているんですが、それとも、各教師に貸し与えるものですか、どちらですか。

○加川教育部次長

市として購入するに当たりましては、1万円を超える物については、備品として購入をして、教師が使用しているというところがございます。

○西崎委員

それでは、小学校用と中学校用の単価を教えてくださいませんか。

○加川教育部次長

単価につきましては、その教科書と指導書の内容によってまちまちで、数千円のものから高いものでは数万円のものもございます。ちょっと個別の単価というのは現在持ち合わせておりません。

○西崎委員

そうすると一律ではないんですね。理科の教師用、国語ので全部違うわけですね、単価が。

○加川教育部次長

そのとおりでございます。

○西崎委員

私が紛失と言ったのは、光市外の学校に転出した教師が、返還をせずに持っていくというようなことはないんですか。

○加川教育部次長

それは、光市の備品でありますので、そういったことはございません。

○西崎委員  
了解しました。

○仲小路委員  
それでは何点かお伺いします。

決算書のこれは記載ではなくて、187ページの小学校管理事務費、あるいは189ページの中学校管理事務費の中に、予算では産業医報酬が6万9,000円ありましたけども、これは記載がありませんが、状況をお示してください。

○原田学校教育課長

小学校管理事務費と中学校管理事務費の産業医報酬6万9,000円につきましては、令和4年度までは、同事務費の手数料として予算計上をしていたものを、会計（ ）処理の性質を考慮し、令和5年度から産業医報酬に予算計上を改めたものとなります。

産業医の報酬は、光市非常勤職員の報酬等に関する規則に規定している産業医報酬を基に算出いたしますけれども、執務1回当たりの成果報酬制となっていることから、面接指導等の依頼がない場合は報酬が支払われないということで、面接指導の要望がなかったことから決算額としては上がっていないということになっております。

○仲小路委員

分かりました。これは、今回はなかったということで、予算としては毎回あるということですか。

○原田学校教育課長

仰せのとおりでございます。

○仲小路委員

分かりました。それから、次、187ページのところ、これも同じなんですけども、小学校管理事務費の中の予算では、階段昇降機保守点検料6万6,000円がありましたが、決算書には記載されておきませんが、その状況を示してください。

○加川教育部次長

階段昇降機保守点検委託料が、予算の段階では6万6,000円取っておりましたけども、決算のほうではありませんでした。こちらにつきましては、教育委員会で保有しております福祉用バッテリー式電動階段昇降車、これを1台持つておるんですけども、使用する児童生徒が生じた場合に、点検を実施した上で使用しているものでございます。令和4年度につきましては、浅江小学校で、けがにより一時的に階段の使用が困難となった児童がおりましたことから、小学校費で支出をして、令和5年度予算も小学校費で計上をさせていただきました。

しかしながら、令和5年度につきましては、対象児童がおらず、使用の実績がありませんでしたことから、予算の執行には至らなかったということでございます。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。使用する場合の点検ということで確認しました。

それから、191ページの中学校管理事務費のところですけれども、中段あたりに、知能検査等委託料22万4,000円がありますけれども、これは元々予算にはありませんが、どういう内容かお示してください。

○原田学校教育課長

知能検査等委託料についてでございますけれども、本来は、進路適正検査委託料として予算執行の手続きをすべきところを、前年度までの名称である知能検査等委託料として手続きを行ってしまったために、知能検査等委託料として示されているということになります。

○仲小路委員

それは、名称が変わったということによろしいんですか。

○原田学校教育課長

名称を実態に合わせて変更したということに、改正したということになります。

○仲小路委員

これの先ほどの進路適正検査はどの項目になりますか。

○升教育部長

本日は、申し訳ございません、お手元のほうに正誤の表のほうをお配りをさせていただいておりますけれども、知能検査等委託料というものは、本来、進路適正検査委託料として支出すべきでございまして、それが決算書に載るべきものであったということでございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。以上です。

○西村委員

それでは何点かお伺いをいたします。

まず、主要施策の成果の194ページと198ページ、小学校整備事業と中学校整備事業、それぞれでトイレの改修がなされたということで記載がありますが、これによって、小

中学校それぞれトイレの洋式化率というのはどれぐらいになったか、お示しいただければと思います。

○加川教育部次長

まず小学校でございますけれども、トイレ改修工事といたしまして、令和5年度、前年度の繰越し事業としまして、島田小学校が4基、それから、上島田小学校が4基、三井小学校が3基、それから、光井小学校が4基、計15台の洋式化を行っております。これによりまして、令和5年度末の小学校のトイレ洋式化率は、前年度比3.6%増の65%となったところでございます。

また、中学校でございますが、島田中の武道場4基、これを実施しておりまして、こちらにつきましては、前年度から1.8ポイント増の59.2%となったところでございます。以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

次に、まちづくりレポートのほうの26ページでお伺いをしたいんですが、この成果指標の進捗状況のところに、認知されたいじめの解消率というものが指標として上がっておりまして、この評価はA評価にはなっているんですけども、これは、実際に認知されたいじめの件数が、そもそも件数があつたのかということと、その件数があつたとしたら何件程度、それは認知したのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○原田学校教育課長

こちらに示されているのは令和4年度のものとなりますけれども、令和4年度の認知件数につきましては、小中学校を合わせて71件となっております。

以上でございます。

○西村委員

71件あつたということで分かりました。

ありがとうございます。以上です。

○中本委員

それでは、数点ほど質問したいと思います。

小学校、中学校の光熱水費であります。中学校が決算では2,247万7,000円、小学校が3,830万2,000円ですので、かなり不用額が出ておりますので、前年度の決算に基づいて予算をされたというふうに思っておりますが、かなり変動しているという状況なのであります。不用額が出たので、中身をちょっと教えてほしいと思います。

○加川教育部次長

光熱水費のお尋ねでございますが、まず小学校費申し上げますと、予算は5,540万円、

こちらにつきましては、予算要求時期であります令和4年11月頃の社会情勢、それから、今後の見通し等を踏まえまして設定をしております。この当時は、まだ燃料費等が高騰しておりましたことから、そういったことも踏まえた上での設定をさせていただきました。

その内訳としては、電気料金3,960万円、水道料金1,580万円としておったところでございますが、決算額はお示しのとおり、3,830万2,000円。内訳を申しますと、電気料金が2,469万3,000円、水道料金が1,360万9,000円となったところでございます。

特に、電気料金が大幅の減となったところでございますが、こちらにつきましては、電気料金は幾つかの要素によって構成をされておるところでございますが、電力会社が電力を発電するために必要なコストを調達するための燃料費等調整額というのがございます。こちらは、原油価格等に影響を受けるものでございまして、こちらが上がり続けるものと見通しておったんですけども、令和5年に入って若干の減少傾向に向かったということ、これが主な要因でございます。

少し具体的に申し上げますと、令和5年度の小学校の電気の年間使用量が約80万4,000kWhでございました。これに、燃料費調整額の予算要求時からかなり減少しておりますので、その減少額が月平均で約17.6円でございますので、これらを乗じた1,415万円が想定よりも減ったというところでございます。

このほか、年間の電気使用量につきましては、令和4年度が約83万5,000kWhでありましたけれども、令和5年度は先ほど申し上げましたように約80万4,000kWhと、約3万1,000kWh減となるなど、節電にも努めたということも主な原因でございます。

それから、中学校費につきましても同様でございまして、やはり電気料金の影響が大きかったところでございます。

予算要求段階では、電気料金は2,112万円と見込んでおりましたが、実際には1,262万3,000円ということになりました。

先ほどと同じ理由によりまして、中学校費のほうもかなりの減額になったというところでございます。

以上でございます。

#### ○中本委員

よく理解をいたしました。電力は特に燃料費の高騰等によって、その社会情勢によって変動いたしますので、非常に予算化は難しい状況だったというふうに思っております。よく分かりました。

水道の料金なんですけれども、各小学校あるいは中学校も水道を必ず使っておりますので、小学校に行くと蛇口をひねると、勢いよく蛇口からぱっと水が出て、服が濡れてしまうというような状況が結構あるんです。市内でもそうですけれども、非常に水をばーんと一気に出してしまおうと。

ある市の節電型は、状況によって箸の棒ぐらいの水で手洗いをして節約していくと。小学校でそういう形でやりますと、衛生面でありますので、そこまでやる必要はできないかも分かりませんが、若干出る水を絞ったら、小学校11校、中学校4校でありますの

で、年間通したら相当節約できるというふうに思っておりますので、1回、そのあたりもこの決算を踏まえて、そのあたりも1回精査する必要があるかも分かりませんので、よろしくお願いをいたします。

それでは、もう一点ですが、小中学校の委託料がかなりあります。この全ての委託料について、いろいろ精査する必要もあるかも知れませんが、今回は、樹木消毒・剪定委託料、これが、小学校が229万8,000円ということであります。これで77万9,000円不用額が出ております。どのような消毒をし、剪定をされたのか。同じく中学校であります。決算では122万6,000円と、不用額が27万4,000円ということになっておりますので、その中身をちょっと教えていただきたいと思います。

#### ○加川教育部次長

樹木消毒・剪定委託料についてでございますけれども、まず小学校費につきましては、予算は152万円でございます。こちらにつきましては、予算要求段階で、学校から依頼のありました光井小学校の樹木30本、これが予算段階で65万円、それから、三井小学校の樹木8本、こちらは37万円、そのほかに、卒業式前に各校の剪定を行っております。この経費50万円、これを想定して152万円とさせていただいております。

一方で、決算額が229万8,000円となっておりますけれども、こちらにつきましては、予算時に想定をしておりました光井小の樹木が60万5,000円、それから、三井小学校の樹木が29万3,000円、これに加えて、年度途中で倒木等の危険が判明をいたしまして、急遽剪定等が必要となりました光井小学校の別の樹木1本、これが約9万3,000円でございます。それから、浅江小学校の樹木数本、59万4,000円、それから、室積小学校の樹木3本、これは21万2,000円。こちらにつきましては、緊急対応をしたところでございます。

その他、卒業式前に各校の剪定というのは、予定どおり50万円を実施をいたしました。

それから、中学校のほうでございますけれども、予算は150万円でございます。こちらから学校から当初依頼がありました島田中学校の樹木4本、82万円、その他、小学校と同様に卒業式前の各校の剪定を行う経費などを想定しておりました。決算額は122万6,000円となっておりますけれども、こちらは、島田中学校の樹木が72万6,000円、それから、卒業式前の各校の剪定50万円を実施しております。

中学校につきましては、幸いにも令和5年度に入りまして、追加で対応求められる緊急性の高い危険木や支障木への対応、学校からそういった声もございませんでしたことから、追加で実施を行わなかったというところで不用額が出たところでございます。

以上でございます。

#### ○中本委員

各学校とも樹木の剪定あるいは消毒があるようであります。樹木が結構各学校にあるのは事実なんです。山の中の学校で、さらに学校の敷地の中に樹木がたくさんあるというのは、もう以前にそういうアメニティのまちづくり、教育現場に樹木を植えて、やっぱり子供たちと一緒にその樹木の成長というような話もありました。

したがって、本当に、その樹木が小学校の敷地内に要るのかどうか。ちょっと1回精査する必要があるかも分かりません。学校によっては、枯れた樹木があって、倒壊するような、倒れるようなそういう樹木もあるようであります。非常に成長した樹木があって、道路側に出てくるというような樹木もたくさんありますので、安全面を考えると、非常に不安を感じるようなときもあります。

この樹木については、この決算、ずっと決算して決算、前年度、前々年度見て、樹木の剪定というのが非常に長年にわたって予算化されて、樹木が剪定されておるということは、やっぱりどこかで一つ見直しをしていく必要があるんじゃないかと。本当に樹木が必要な樹木なのかということもよく1回精査することによって、この委託料も必要なくなってくるというふうに思っておりますので、危険樹木、古木がありますので、よく事故がないように、その辺をお願いをしたいと思えます。

消毒と一緒になんですけれども、消毒ということは、やっぱり病原菌がその木について消毒をすると、あるいは樹木を長生きさせるために消毒をするのか。病原菌がそこにおることによって、子供たちに害を要すのかと。そういう樹木なのかなと。散布するという事は非常に大事なことでありますので、子供たちにとって被害がないようにしなければなりません、本当にこれが必要な樹木だということ消毒をしなければいけないのか、その辺もやっぱりもう1回精査する必要があるかも分かりません。

特に、時期については、春から秋にかけて、その病原体というのが活動しますので、発生する前は、大体7月から9月だというふうに思っておりますので、冬は病原体が活動しませんので、ちょっとその樹木の剪定、消毒については、1回精査する必要があるかも分かりません。

よく分かりましたので、決算を踏まえて次年度検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

#### ○西村委員

すみません。先ほどの説明の中で確認をしたいところが1点と、質問し忘れたことが1点ありまして、先ほどの正誤表の知能検査等委託料の御説明があったと思うんですが、すみません、説明を聞き漏らしていたかもしれないんですが、これが進路適正検査委託料が正しかったと。それに伴って、正誤表の2段目のところで進路適正検査委託料1万5,000円、これが不用額として出たということは、予算の時点で、予算立てのときは進路適正検査委託料が、これでいうと24万円か5万円か、それぐらい計上をもともとされていて、この決算で項目立てが間違っていたから、項目を修正して予算との正誤で、実際はこれ知能検査委託料等の22万5,000円が足りなかったではなくて、予算立てをしていて余ったから不用額が1万5,000円出たと、こういう理解でいいですか。すみません、ちょっと確認です。

#### ○原田学校教育課長

委員仰せのとおりでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。理解いたしました。

それともう一点聞き逃したんですが、学校施設アドバイザー委託料のところ、継続的な支援を受けているということで、こちらに関しては不用額でマイナスが立っているので、15万円ほど足りなかったということだと思んですが、これは、回数が増えたとか、そういった何か要因があるのか、そのあたりを確認をさせていただければと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

学校施設アドバイザー委託料に関する御質問でございます。

決算審査参考資料の中では、マイナス15万1,000円ということで計上されておりますが、実際には、決算書の中では委託料として49万5,000円ほど支出をしております。こちらにつきましては、予算上確保できておりませんでしたことから、予算流用ということで対応いたしまして、その対応した部分が、他の委託料から15万1,000円ほど流用した部分と、その残りの部分に関しましては、工事請負費のほうから流用したということで、そういった内訳になっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。すみません、決算書のページと決算参考資料のページを述べずに質問してしまいました。失礼いたしました。ありがとうございます。理解できました。

○仲小路委員

追加で2点ほどお伺いします。

決算書191ページの繰越明許費のところの委託料254万2,000円ですけども、これは、もともと予算で測量登記等委託料390万円とありますが、この関係でしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

繰越明許費254万2,000円ということでの御質問を頂きましたが、委員仰せのとおり、当初390万円で、これは昨年度の6月補正でお諮りしたものでございますが、そのうち繰り越した部分が測量登記の部分で254万2,000円、残りにつきましては、決算書に記載しております不動産鑑定委託料120万6,000円となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。もう一点確認ですが、その2つ下の繰越明許の公有財産購入費の200

万円とございますけれども、これも予算の学校用地購入費200万円のそのものが繰越明許ということでよろしいでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

学校用地購入費200万円、そのとおりでございます。

○仲小路委員

ありがとうございます。

○西崎委員

191ページ、中ほどの進路適正検査でございますが、この検査は何を目的に、どういうふうな項目の検査をしておりますか。

○原田学校教育課長

進路適正検査についての御質問でございますけれども、生徒一人一人の認知傾向や特性等を把握し、個を応じたきめ細かな学習指導や進路指導に役立てるものということでございまして、内容は、そのような内容で行っているものでございます。

以上でございます。

○西崎委員

そうすると検査の対象者は、中学校3年生だけというふうに認識していいですか。

○原田学校教育課長

対象につきましては、中学校2年生が対象となっております。

以上でございます。

○西崎委員

中学校2年生ということで、ますます分からなくなりましたが、これは、中学校3年生の進路、進路指導を担当と保護者、3者ですのための私は資料に資するものだと思っていたんですが、そうじゃないんですね。

○原田学校教育課長

中学校の進路指導、いわゆるキャリア教育といわれるものと近いと思いますが、そちらのほうにつきましては、1年生、2年生、3年生、それぞれ計画に基づいて行っておりまして、2年生の段階で把握できた、そういった客観的な検査による結果を基に、その後の進路指導というのを行っているということになります。

以上でございます。

○西崎委員

これは去年までは知能検査をやっていたということです。今年中ちゅうか、5年度から進路適正検査に変更になったんだという説明が先ほどありましたけれど、中学校2年生対象なら、私はあまりやる必要はないんじゃないかと思っておりますが、それはどうですか。必要があるんですか。

○原田学校教育課長

この進路適正検査でございます。これまでも継続的に行っておりまして、平成30年までは中学校1年生を対象とした知能検査と、それから2年生を対象とした進路適正検査を行ってございましたけれども、それが令和元年度から進路適正検査のみの実施にしたということで、こちらについては学校のほうでも有効に活用されているということで必要と考えております。

以上でございます。

○西崎委員

私自身が、進路適正検査がどういうものかよく分からないので、これだけで質問は終わります。

○早稲田委員

決算書の189ページ、小学校運営事業のホームページ管理システム使用料9万200円ですかね。こちらは前年度にはなかったんですけども、どのような内容なのか、お示しください。

○加川教育部次長

ホームページ管理システム使用料についてでございますけれども、こちらにつきましては、光井小学校が令和5年度からホームページの管理を新たにシステム使用により行ったものでございます。

学校のホームページにつきましては、教育委員会で構築しておりますシステムの中で整備をして各校が運用をしておるところでございますが、情報発信力、それからホームページ管理の効率性をよりよいものとするために光井小学校が新たにシステムを導入したものでございます。

予算につきましては、学校に一定程度の予算を配当しておるんですけども、その範囲の中でやっておりまして、他の物品購入等を少し抑えて、この委託をやりたいということで予算化して対応したものでございます。

以上です。

○早稲田委員

このシステム使用料は、今回ここに計上されているのは、光井小学校のみが対象ということでしょうか。

○加川教育部次長

そのとおりでございます。

○早稲田委員

これは毎年度発生するようなものではないということよろしいでしょうか。

○加川教育部次長

今回導入をいたしまして、利便性がかなりよかったであるとか見やすいというような効果があったと聞いておりますので、今後もこれを導入していくというふうに考えております。

○早稲田委員

分かりました。実際の管理とか運営は学校の担当者がするのか、生徒さんがするのか、そのあたりもちょっと疑問なんですけれども、できるだけ自分たちの学校でできるのがいいかなあというふうには考えていますが、そのあたり、これはシステム使用料だから中身の書換えとかは関係ないということでしょうか。

○加川教育部次長

更新等は、学校のほうで対応しておるところでございます。

○早稲田委員

はい、分かりました。学校のほうで更新等はしているということで、活性化して多くの人に見ていただけるといいなあと思っております。

以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお尋ねをいたします。

決算書の21ページ、教育費負担金、社会教育費負担金、先ほど放課後児童クラブ入所児童保護者負担金ということで御説明がありましたが、この収入未済で上がっている35万6,200円については、これは件数というか、何名分ぐらいのものになるのか、そのあたり内訳を教えてくださいと思います。

○国広文化・社会教育課長

件数につきましては、43件で34世帯分というものが収入未済ということになります。以上です。

#### ○西村委員

ありがとうございます。確認でした。

それから、主要施策の成果の209ページ、周防の森ロッジ管理運営事業、先ほど御説明をいただきましたが、この利用人数が大幅に増えているということなんですが、具体的に取組をどのくらい増やして何を実施していたのか、そのあたりをもう少し詳しく教えていただければと思います。

#### ○国広文化・社会教育課長

主要施策の209ページに、ロッジの主催事業ということで記載のほうをさせていただいております。ロッジの全体的な行事から申しますと、表の行事は、合計29の事業展開をさせていただいております。

星印も入っておりますけれども、毎月第3日曜日に家庭の日に併せて開催している、家族ふれあいの日が始める前の令和3年度までは、この表の行事は5つ程度でございます。これから申しますと、今回29の記載をしておりますけれども、20以上の行事を追加で開催したという計算になろうかと思っております。家族ふれあいの日については、年間12回開催をこのたびはできております。

これに加えまして、表の上から申しますと、5月21日のシャボン玉というものが行事名の中に入っております。こちらのほうは県のレクリエーション協会の方と、それから8月19日、勾玉・埴輪づくり体験講座、こちらは山口県立山口博物館と連携をさせていただいております。

それから、8月27日、10月28日、「自然と遊ぶ！わくわくデイキャンプ」、こちらのほうは周南公立大学と連携をしております。

それから、9月2日、「家族でレッツ！！ニュースポーツ」、こちらのほうは教育委員会のスポーツ推進課と連携をしております。

それから、1月21日、家族ふれあいの日、ヨガとスパイスカレーというふうに書いております。こちらのほうは、カレーショップの方とヨガ教室のほうと連携をしております。

それから、3月10日、「森の恵みをいたごう！」、こちらのほうはジビエの食肉加工店や革細工店と連携し、事業を展開しました。利用者からは「こんな施設があるとは知らなかった」と。また、「こんなよい施設は使わないともったいない」というような声も聞いております。

また、徐々にではありますけれども、リピーターの方も増えてきております。これからも、この事業を始めた「ロッジをもっと知ってもらおう。使ってもらおう」コンセプトを忘れずに、様々な団体や機関と連携して事業展開をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西村委員

取組の内容がよく理解できました。5件程度だったものが30件近くまで増えたということで、それに伴って利用する人も増えていったという成果ということで理解をいたしました。

以上です。ありがとうございます。

○仲小路委員

それでは、主要施策の成果の206ページですけれども、(2)の放課後児童クラブ管理運営事業の中で、各サンホームの状況が書いてございますけれども、それぞれのサンホームの支援員の勤務人数及び放課後児童支援員認定資格者の配置状況をお示してください。

○国広文化・社会教育課長

サンホームの支援員の勤務人数ということでございます。令和5年度末で申しますと、サンホームの支援員、雇用している方の人数は48名となり、この方々で勤務のシフトのほうを回しているというような形になります。

実際にその当日、勤務をしている支援員の人数を申しますと、4名勤務が、室積のサンホーム、3名勤務が、三井の第1、第2、島田の第2、浅江の第1、第2、第3、三井のサンホームとなります。2名勤務が、島田の第1、上島田、周防、岩田、三輪のサンホームとなります。

サンホームの開所には2名の支援員が必要となります。また、1名は資格取得者でなければならないため、市内の各サンホームにおいては、施設ごとに複数名の資格取得者を配置しておるところでございます。

資格取得者の人数で申しますと、5年度末で申しますと、48名の雇用のうち40名が資格取得者というところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

了解。分かりました。

以上です。

○早稲田委員

主要施策の成果の202ページの一番下のところ、先ほどちょっと説明がありましたけれども、伊藤公カップ英語スピーチコンテストの開催が、小学生の部について令和5年度から本格的に導入ということで、令和4年度は試行的にしたということになっていまして、203ページの参加者数の表を見ると、人数がやっぱり増えております。参加者が倍以上に増えていますが、その成果についてどのように考えているか、お示してください。

○原田学校教育課長

伊藤公カップ英語スピーチコンテストの小学校の部でございますけれども、このコンテストでは自分の思いや考えなど、自由なテーマで1分間程度のスピーチを行うということで、多くの児童が通常の外国語の授業の中で行っている学習内容や活動に近いということもあり、参加してくれたというふうに考えております。

また、令和4年度に5年生であった児童が、6年生になってからも参加をしてくれるというふうなケースも複数ありまして、このようなコンテストなどの発表の機会を通して英語を使って表現する喜びを味わうとともに、自信を身につけるということにつながっていると捉えているところです。

以上です。

○早稲田委員

自由なテーマで1分間スピーチするということが、なかなか英語に慣れたり聞いたりするのはできても、自分から発信するということが何か苦手な人が多いのかなど、子供が多いのかなというふうに思っているんですけども、小学生からこういう機会があったら、そういうことに慣れていって、多くの方が英語を使えるようになるんじゃないかなと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、もう1点、別の質問です。

成果の203ページ、青少年ボランティア育成事業の一番下の表のところなんですけれども、登録者数は令和4年度から5年度にかけて、そんなに変わっていないのに対して、延べ参加者数は100人以上増えています。その要因は何かお尋ねします。

○国広文化・社会教育課長

延べ参加者数のほうが100人以上、延べでありますけれども、増えておるといふところの原因といたしましては、活動回数が2回程度ではありますけれども、5年度のほうが増えておるといふところと、5年度につきましては、新型コロナウイルスの感染証明けということで、子供たちも参加しやすくなったんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和5年のコロナが5類になったということが、ここに影響が出ているというところで理解いたしました。参加者が増えていただければと思います。

以上です。

説 明：国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、眞嶋図書館長 ～別紙

## 質 疑

### ○林委員

すみません。1点だけよろしくお願いします。

決算書の203ページです。伊藤公資料館運営事業のところで、今回、展示用備品購入費が4年度より100万円以上増加しているように見受けられるわけです。今年は104万4,040円というふうにご示されておりますけれども、昨年より100万円程度増加しているのですけれど、どのようなものを御購入なさったんでしょうか、お示してください。

### ○国広文化・社会教育課長

5年度の伊藤公資料館の備品購入費でございますが、主なものは、伊藤公資料館内で活用する大型モニターを2台と、それから上部にLED照明のついた資料1点のみ展示ができるガラスケースを2台購入したところでございます。

以上です。

### ○林委員

ありがとうございました。

大型モニターのごことはよく存じ上げます。変わったということでございますけれども、購入された備品はどのように活用されているのでしょうか、お示してください。

### ○国広文化・社会教育課長

大型モニター2台につきましては、資料館内で放映する動画を作成し、画面の中ではありませんけれども、動く資料というスタイルで活用しております。入館者からも好評を得ているところでございます。

ガラスケースにおきましては、購入後、昨年の企画展で伊藤公直筆の英語の本や、明治天皇から下賜された三ツ重ねの銀盃を展示するなど、ケースに1点のみしか収納できないというガラスケースの特徴を生かしまして、資料の貴重性や、また伊藤公資料館としての品格・グレードが上がった展示が可能になったというふうにご考えております。どちらの備品も、資料館に現在求められている展示の手法には欠かせないものとなっております。

以上でございます。

### ○林委員

ありがとうございました。

私も何度か伊藤公資料館へ見に行っておりますけれども、やはり英語の本とか1点だけは展示されて、手を私たちが触れないようにされた貴重なものが展示されているケースがございました。とてもこれは良いものであるなあと私は思っておりますので、これからもとても大切なものを、貴重なものを展示して来客の方に見せていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

説 明：三好スポーツ推進課長、高橋学校給食センター所長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 質 疑

### ○西村委員

それでは、何点か確認をさせていただければと思います。

決算書の27ページ、総合体育館使用料、これが当初予算に対して大幅に増えているのですけれども、これは単純に使用する量が増えたからだということだとは思いますが、これは当初予算の時点ではこのイベントの数とか、そういったところの見込みがどうなったのか。これだけ差が出た要因というのは、一体どのように分析をされているのか、そのあたりをお聞きいたします。

### ○三好スポーツ推進課長

総合体育館使用料の増額の要因ということでございますが、これは新型コロナウイルス感染症の分類が5類感染症に移行されたことにより、各種団体の大会事業などが活発に行われたことなどから、当初見込んでおりました予算に対して収入が増加したものと考えております。

当初予算の策定時におきましては、まだ新型コロナウイルス感染症が2類相当であったため、当初予算におきましては4年度の決算を参考に予算計上をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

### ○西村委員

承知いたしました。理解いたしました。

それから、決算参考資料の16ページに、それに対してのスポーツ公園の利用者数というものが前年度と比べて減少しているということになっていますが、これについても要因を教えていただければと思います。

### ○三好スポーツ推進課長

スポーツ公園の利用者数の減少の要因ということでございますが、スポーツ公園の第1球場のナイター設備が落雷により故障して、それによりまして交換するのに時間を要して約5か月間、夜間の使用を停止したこと。それから、天候不良や猛暑によるキャンセル等も重なったため、利用者数が減少したものと分析をしております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。

それから、決算参考資料の21ページ、決算書は209ページになりますが……。ちょっと待ってください。

この決算書の209ページ、スポーツ施設整備事業の基本設計と委託料が計上されていて、決算資料の参考資料の21ページには、その入札で総合体育館空調設備基本設計業務というのがありますが、これの具体的な内容というか、成果について教えていただければと思います。

○三好スポーツ推進課長

総合体育館の空調設備の基本設計の業務の成果ということでございますが、総合体育館の空調機の更新にかかりまして、メインアリーナ及びサブアリーナの空調機の熱源方式による燃料ごとの比較検討を行っております。

重油・電気・ガスについて、それぞれイニシャルコスト、ランニングコスト、ライフサイクルコストについて検討し、環境対策等も考慮した上で、ガス方式による入替え等を見据えておるところでございます。

以上でございます。

○西村委員

内容について、燃料別に検討した結果ということで理解をいたしました。ありがとうございます。

以上です。ありがとうございます。

○国広文化・社会教育課長 ～別紙

先ほどの決算の説明の中で、放課後児童クラブの収入未済額のところにおきまして、世帯数と件数というところで34世帯というふうに申しましたが、33世帯の間違いでございました。訂正のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

質 疑

○早稲田委員

ちょっと聞き忘れたところがありましてお尋ねいたします。

主要施策の成果の190ページ、特別支援教育推進事業の光っ子サポーターの配置です。総数が前年度21名から令和5年度26名に増員していますが、下にある表、各校の配置状況では配置されていない学校もあるし、増えている学校もあるということなんです。どのように整理し、取り組んでいるのか、お示してください。

○原田学校教育課長

光っ子サポーターの学校への配置についてでございますけれども、その年度の通常学級における発達障害の可能性のある児童生徒の人数、それから特別支援学級の在籍児童生徒の人数等を基に配置することとなっております、令和5年度に配置のない学校3校については、市全体の該当する児童生徒の状況等を勘案し、配置しないこととしております。

以上でございます。

○早稲田委員

生徒の状況を見て配置を決めているということで理解しました。

もう1点ですけれども、これは決算書の189ページ、先ほどちょっと伺ったんですけれども、小学校運営事業、ホームページ管理システムのところなんですけれども、先ほど該当が光井小というふうに聞いたと思うんですけれども、ほかの学校についてはどのような感じになっているのでしょうか。

○加川教育部次長

先ほど御質問いただいたときに少しお答えしましたけれども、ホームページにつきましては、教育委員会で構築しておりますシステムの中で整備したものを各校で運用をしているというのがベースにはございます。

光井小学校のように、少しほかの予算を活用してでもやりたいということで、このたびはやったというところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

効果があったような御回答をいただいていたんですけれども、ほかの学校についても、もしそのように声が上がって求められたら同様に対応する予定でしょうか。

○加川教育部次長

学校への配置の予算というのがございますので、その範囲の中でということであれば検討はしたいと思います。

○早稲田委員

はい、分かりました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①令和6年度教育委員会事務の点検・評価報告書（対象：令和5年度事業分）

説 明：加川教育部次長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：加川教育部次長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：北川財政課長～別紙

○西村委員

それでは、確認を何点か質問させていただきます。

まず、決算書の75ページになります。

財産管理費の中で、自動車損害保険料の説明があったかと思いますが、これが予算書と名称が違うのか、出てきていないのかよく分かりませんが、決算書で新しく出てきているので、もう少し説明をお願いできればと思います。

○北川財政課長

自動車損害保険料のお尋ねでございますけれども、予算書では、賠償責任保険料という名称の中に含まれておるものでございます。決算におきましては、賠償責任保険料とその中に含まれる自動車損害保険料という2つに分けて、表記をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

理解いたしました。

それから、主要施策の成果30ページです。決算書は75ページになりますが、プロジェクト型課題解決学習PBLによる官学連携事業について御説明がありましたが、これの取組の内容について、主要施策の成果から余り読み取れないので、もう少し具体的に成果を御説明いただければと思います。

#### ○坪根企画調整課長

こんにちは。まず、プロジェクト型課題解決学習による取組内容の詳細ということでございますが、本事業は、光市と周南公立大学により、令和4年8月に地域活性化等課題解決を目的として包括連携協定を締結しております。

この連携協定に基づきまして、年度ごとにテーマを決めて、地域課題の解決策の研究に取り組んでいるところでございます。

令和5年度におきましては、周南公立大学経済学部準教授、立部先生のゼミ生徒、3年生7人でございますが、この7名で調査研究に取り組んだところでございます。

業務の委託期間は、令和5年5月15日から令和6年3月31日まで、20万円の委託料で調査研究を委託しております。

研究テーマにつきましては、主要施策にも記載しておりますように、「光市の〇〇を探せ」というテーマで行っていただきました。このテーマの意味合いといたしましては、市外生活者、若い世代の視点で市民には気づきにくい隠れた街の特性や、羨ましいと感じる街の特色を調査、抽出していただいて、本市独自の資源として活用する方法について調査研究をしていただくというものでございます。

調査研究の内容につきましては、学生自身が主に5つの調査や分析を実施したところでございます。

まず1つ目が、市内の特徴のある施設等を直接訪問、フィッシングパークや普賢寺などでございますが、こういったところを直接訪問すること。

そして2つ目として、ほかの自治体や地域の取組について、ホームページ等で調査をすること。

3つ目として、光花火大会に直接参加をし、イベントを体験するとともに、市内外の参加者にアンケートを実施すること。

4点目として、周南公立大学の中で、光市についてのイメージ等についてアンケートを実施すること。

最後に5つ目として、アンケート等の分析を行い、成果報告書を作成し、市に報告すること。

以上の5点について行っていただいたところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

御説明ありがとうございます。今、5つ調査をしていただいたというところでございますが、その成果報告書を最終的に提出していただくということで、今、ありましたが、その成果報告の内容について、示せるものがあればお願いいたします。

#### ○坪根企画調整課長

報告の内容ということでございますが、まず、令和5年度PBL成果報告会を市役所で令和6年3月28日に開催をいたしました。生徒より市長に対して報告が行われたもの

でございます。

報告者は、周南公立大学の立部准教授と学生2名の計3名が市長に対して報告を行いました。

報告会では、パワーポイント等を用いて発表していただきまして、その発表の内容のポイントを少し若干申し上げますと、まず学生さん自身は、光市の魅力といたしましては、まず子育てしやすく、自然豊かな街で、子供連れでも行きやすいカフェやショップなどもたくさんあるということを発見され、また、小中一貫教育など教育にも注力している面にも着目をされておられます。

その上で、光市についてのアンケート実施結果からは、これら光市の魅力は、まだまだ認知度が低いということが判明し、子育て世代や若者にももっと周知し、認知してもらうことが必要だというお考えが示されたところでございます。

そのためには、市内のカフェやショップが載った子育て応援マップを作成すれば、こうした魅力が発信できるのではという提案がなされたところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

承知いたしました。成果報告を受けて、発見してもらった魅力に対して認知が、まだまだ行き届いていないということが課題として報告をされたということで、ぜひその結果を、今後の市政運営に生かしていただきたいと思っております。また、これは注視をしておこうと思っております。

それから、同じく主要施策の成果の30ページ、その下になりますが、光つながり創出チームの運営について、これについても主要施策の成果から結果が読み取れるんですが、その内容が分からないので、もう少し説明をお願いいたします。

#### ○坪根企画調整課長

光つながり創出チームにつきましては、このチームは庁内関係所管の係長職員10名で構成をしております、令和4年度から令和8年までの5か年で設置しております。

設置2年目となります令和5年度の取組として、まず1つ目として、チームの目的である情報共有のための会議を3回開催いたしました。

2点目として、関係人口の創出に寄与する情報発信強化、これに向けまして、新たなポータルサイトの作成に着手をいたしました。そのための内容協議を行ったところでございます。

チームの意見を踏まえながら、ポータルサイトの名称は「光つながりサイト～あなたと光をつなぐ案内所～」としたところでございます。

令和6年度のサイト公開に向けて、サイトのレイアウトづくりや掲載内容の調整なども行ったところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

ありがとうございます。内容について理解いたしました。

それから、同じくその下になります。が、まちひとネットワーク事業の中のイ、市長へのメール対応について、8件ほどありましたということで記載がございしますが、この内容についてお伺いできればと思います。

#### ○坪根企画調整課長

市長へのメール8件の内容ということでございしますが、令和5年度の市長へのメールは、意見や提言、一般事務に対して回答を求めるものなど、8件のメールを受け付け、回答したところでございます。

内容につきましては、具体個別な内容はお答えが難しいのですが、メールのジャンルで申し上げますと、まず市の一般事務に関するメール、これは施設の改善に関するものであったり、制度に関するもの、あるいは職員の対応に関するものでございしますが、こういったメールが5件ございました。

次に、意見や提言のメール、これは施設整備であったり、まちづくりに関する要望のようなメールということで、1件いただいております。

また、意見や提言と併せて、市の一般事務に関しても回答を求めたいというようなメールが1件。

それと残り1件は苦情ということで1件、都合8件のメールを頂いたところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

承知いたしました。今、詳細はということなのであれなんです。が、概要というか、ニュアンスとしては理解をいたしました。

それから、同じく主要施策の成果30ページの下の方、ふるさと光応援寄附金制度についてですが、寄附金の金額、説明ありましたが、それと返礼品や事務経費を差し引いた実質的な収入について教えていただければと思います。

#### ○坪根企画調整課長

まず、ふるさと光応援寄附金制度の差引きはというような趣旨の御質問でございしますが、まず歳入につきましては、ふるさと光応援寄附金ということで、2,154万3,000円を債務として受け入れております。

また、それに対応する事務経費ということで、歳出につきましては、決算書の75ページでございしますが、決算書の75ページにあります事業、まちひとネットワーク事業1,009万1,999円のうち、ふるさと光応援寄附金に関する支出は956万762円、これは主に手数料と委託料でございしますが、そういったものが関連経費として支出をしたところでございます。

単純な差し引きでは、ふるさと光応援寄附金の歳入2,154万3,000円から、必要経費であります956万762円を差し引いた残りは1,198万2,238円となっております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。今、まちひとネットワーク事業のところで御説明いただきました。数字がちょっとあれでしたが、差引きで1,190万円ぐらいが収入としてということで理解をいたしました。

それに関連して、決算書の2ページに、市税の全体のことが書いてあるかと思うんですが、これ、ふるさと納税ということで、本来であれば収入となるはずだった、ほかの、言ったら自治体に行ってしまったと言ったらいい方があれですが、そういった金額があると思うんですが、これについては、おおよそどれぐらいの金額になりますでしょうか。お願いします。

○岩崎税務課長

こんにちは。ふるさと納税に係る寄附金税額控除に関するお尋ねのことだと思いますが、令和5年度においては約9,300万円となっております。

以上でございます。

○坪根企画調整課長

すいません。先ほどの私の説明の中で、ふるさと光応援寄附金に係る事務費を1,009万1,999円と申しましたが、正しくは1,009万1,990円の間違いでございます。すみません。訂正させていただきます。

○西村委員

分かりました。今、実質的な、控除されて実際入ってきていないのが9,300万円ほどあるということで、差引き1,190万円と9,300万円というところで、その差分ということで理解をいたしました。

それから、主要施策の成果の37ページ。情報推進費の関係で、ここに、経常的な経費ということで数字が上がっています。これが毎年増加をしているかと思うんですが、これが今後下がっていくようなことがあるのか、この要因とか、この経常的な経費が上がってきている原因というのを、もう少し内容を教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

こんにちは。情報推進費の経常的な経費は、庁内の行政情報システムにおける導入、運用保守に係る委託料、庁内のネットワーク機器やセキュリティーシステム、業務を行う上で必要な端末の借上げ料、国・県・民間の各種サービスの使用料等が主な経費となりますが、増額している内訳では、借上げ料が大きな割合を占めており、また、やらざるを得ない義務的な性質を有しているものでございます。

こうした経費については、定期的にハードウェア、ソフトウェアの更新が必要であり、その際、価格の見直しを実施されます。

一般的に機器の更新や見直しの際には、物価や賃金等の上昇に伴い費用は上がる傾向にありますが、特に近年は国際的な原材料価格の上昇や、円安による海外からの輸入コストの増加などに加え、コロナ禍以降は人手不足による人件費の高騰などもあり、更新や見直しのタイミングで経費が大きく増加する傾向にあります。

今後もこのような状況が続くのであれば、経常的経費が下がっていくことは難しいものと考えられますが、適正な仕様であるか、無駄な機器はないか精査を徹底し、費用の低減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

よく理解できました。経常的経費ということですから、やはり、今必要なものがずっとかかってくるということで理解をいたしました。

今答弁いただいたように、そうは言いながら効果が出るもの、無駄なものというのはどんどん削減をしていきながら、最小限にとどめていただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、決算書の81ページですか。ここで上のほうに、国庫支出金精算返納金というものが計上されていますが、これについて説明をいただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

御質問いただきました国庫支出精算返納金は、マイナポイント事業の申込み支援等の事務補助として雇用した会計年度任用職員の報酬などに係る、令和4年度マイナポイント事業補助金について、会計年度任用職員の手当、社会保険料、共済費等の積算誤りにより、過大であったことによるものでございます。

以上でございます。

○西村委員

理解いたしました。

それから、決算書の同じページ、81ページの電算システム管理事業の少し下のほう、樹木剪定等委託料があるのですが、これについて教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

樹木剪定委託料でございますけれども、こちらは、虹ヶ浜海岸や室積海岸に設置しております情報カメラ、こちらに松の枝がかかるという御意見が市民のほうからございましたので、映る範囲に松の枝がかからないように、木を伐採したものでございます。

以上でございます。

○西村委員

理解いたしました。

それから最後ですが、主要施策の成果の266ページ。これに、経常収支の状況という

ものが記載をされているのですが、この経常収支比率について、臨時財政対策債を一般財源収入から除いた場合というような趣旨のことが記載があるのですが、これが具体的によく分からないので、すみません。ちょっと説明を、もう少しいただければと思います。

#### ○北川財政課長

経常収支比率で臨時財政対策債を除いた場合の数値についてのお尋ねですが、まず経常収支比率につきましては、税や普通交付税などの経常一般財源の歳入額が、どの程度経常的な歳出に充当されているかというものを示す指標でございます。

具体的に申し上げますと、主要施策の266ページの表の右から4列目、下から2行目にあります歳出側の経常経費充当一般財源額を、こちらを分子として、25ページの表の右から2列目、下から2行目に記載してある経常一般財源歳入額を分母として計算をするものでございます。

お尋ねの臨時財政対策債を収入額から除くというお尋ねでございますが、本来、臨時財政対策債というのは、地方財政収支の不足額を補填するために特例的に発行が認められた地方債であり、本来、この不足額が生じない場合は、普通交付税として交付される性格のものでございます。

本来、地方債というのは、普通建設事業など特定の目的の財源となりますことから、臨時的な特定財源に分類されますが、臨時財政対策債は265ページの表の左から4列目、下から4行目にありますとおり、臨時ながら一般財源というところに分類をされております。

先ほど申し上げましたように、地方財政収支に不足が生じない場合は普通交付税として交付されるもので、経常一般財源、こちらに分類されて経常収支比率の計算の分母に本来算入されるわけですけれども、臨時財政対策債、先ほど御説明しましたとおり、臨時一般財源ということになりますことから、本来は計算式から除外されます。

しかしながら、本来、普通交付税で交付される臨時財政対策債を一般財源から除外した場合は、正確な経常収支比率というものが算出されませんことから、通常は一般財源に臨時財政対策債を含めて計算いたします。

しかしながら、この表にありますとおり、通常に経常歳入と、経常経費充当一般財源のみを比較した場合には、臨時財政対策債を含めた数値とは異なる数値が出てきますことから、注意書きとして、266ページにありますとおりお示しをしているものでございます。

ちなみにこちらにつきましては、国の地方財政状況調査、いわゆる決算統計でも同様の表記となっておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

分かりました。ありがとうございます。すみません。その臨時財政対策債というものの性質は、よく理解できました。ありがとうございます。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○北川財政課長

先ほど冒頭、私の説明の中で、決算書87ページ、基金管理事業の備考欄、上から2段目、基金管理事業の財政調整基金積立金の額でございますけれども、私、6億4,000万円と御説明いたしましたでしたが、正しくは6億4,100万円でございます。訂正をお願いいたします。

○仲小路委員

先ほど、若干説明があったんですけれども、決算書の75ページですけれども、財政管理事業で、先ほど自動車損害保険料127台、火災保険料170施設とありましたけれども、この名称として、予算書は保険料として513万円で171件とありますけれども、ちょっとこの辺の細かい内容の説明をしていただけたらと思います。

○北川財政課長

先ほどもありましたが、自動車損害賠償責任保険料と自動車損害保険料、こちらにつきましては予算書で賠償責任保険料ということで、1本で表記をさせていただいております。

一方、決算書、火災保険料とありますけれども、こちらにつきましては、予算書上は保険料ということで、決算書上のほうが詳しく説明をさせていただいておるといものでございます。

予算書の賠償責任保険料につきましては、決算書の賠償責任保険料71万3,000円と、自動車損害保険料349万4,000円に分かれているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○仲小路委員

確認ですけれども、賠償責任保険料と自動車損害保険料が予算書の保険料ということでいいということですね。分かりました。

それから、もう一点、87ページですけれども、税務総務事務費、これなんです、本来、ここに中国都市税務協議会負担金1万円というのが予算書にあるんですが、決算書には記載されておられませんけれども、この辺の内容についてお示してください。

○岩崎税務課長

中国都市税務協議会は、租税問題について討議、研究するとともに、会員相互間の円滑な都市税務行政の確立を期することを目的とし、中国地方の各市が会員となっている協議会です。

令和5年4月に開催された令和5年度協議会の幹事会において、令和5年度会費の請

求は行わないことが決定されたことから不用額となったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

以上です。

○中本委員

それでは、主要政策の成果の25、26ページ、それから、決算の公有財産の土地の不動産の売払い収入ということで、これ46ページなんですけれども、今回、2,000万ということで、説明で大体理解はしたんですけれども、このことについてもう少し詳しくできますか、説明が。

○北川財政課長

土地売払い収入のお尋ねで、もう少し詳しくということで、御説明の際には土地売払いについては、主なものがさつき幼稚園跡地ということで御説明を差し上げましたが、令和5年度につきましては、全体では10件の土地を売り払っております。

主なものにつきましては、さつき幼稚園跡地でございますけれども、こちらは一般競争入札で売却しております。残りにつきましては、地先処分ということになっております。

土地の、また増減のところにつきましては、先ほど御説明したとおりということになっております。以上でございます。

○中本委員

了解いたしました。

じゃあ、主要施策の25、26ページを御覧ください。

ここに、土地が前年度と比べ1,602m<sup>2</sup>減少したということが、これは先ほど説明の中で、さつき幼稚園だということがありますが、それでよろしゅうございますか、さつき幼稚園だけ。

○北川財政課長

減少の主なものにつきましては、委員仰せのとおり、さつき幼稚園でございます。

こちらが約2,624m<sup>2</sup>の減少となっておりますが、一方で御説明をいたしましたとおり、三島コミュニティセンターの土地の購入という部分もありますことから、差引きで1,602m<sup>2</sup>の減少となっておりますのでございます。

以上でございます。

○中本委員

了解しました。したがって、いつも決算で財産管理費、土地あるいは遊休財産の処分

とか、いろいろ毎年決算のときに、こういう形で土地の面積を含めて個々に表示をされております。

遊休財産の処分ということではありますが、財産が増えるのであればいいのですが、遊休の財産が増えたのではいけません。しっかりと、この中にある行政財産、普通財産の処分をしていかなければいけないというふうに思っております。

決算ごとに毎年、いつも同じような数字がここに記載されているのではいけないというふうに思っておりますので、しっかりとよく精査しながら、特に8.11m<sup>2</sup>あるいは7.49m<sup>2</sup>、0.37m<sup>2</sup>とか、僅かな土地の処分の仕方、あるいは大きい土地は有効的に使えますので、処分できる可能性はありますけど、小さい筆がたくさんあった処分を、ずっと末代、ここに遊休財産で残していくのか、あるいはどこかで、そのけじめをしなければいけないというふうに思っておりますが、その辺り非常に難しい問題でしょうが、何かお考えがあれば。

#### ○北川財政課長

財産の売払い等につきましては、基本的には勝手に無償ではできない。条例が定まっておりますので、基本的には売却という話になりますが、例えば先ほど申し上げました地先処分であったりということで、お声をいただきましたら積極的に売却はしていきたい。

あとにつきましても、他市の先進事例等もあると認識しておりますので、そういったところを研究しながら、売却の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○中本委員

よく分かりましたが、非常に難しいことだなというふうに思っております。

小さい面積を、例えば隣の家、土地に、その小さい0.37m<sup>2</sup>を売却するというような形になるのだろうと、この土地だけを買いたいという人はまずいないだろう。

そうしたときに、隣接の持っている人に、何とかその土地を買ってほしいというようなことしかないかなど。それにはやっぱり条件が、条例で縛っておりますので、今、それでどうこういうことはできませんが、その辺りを、やっぱり先進的な事例を見ながら、ちゃんと0.7でも、あるいは7.49m<sup>2</sup>でも、何とか処分できるような方法を、しっかり考えていかなければならないというふうに思っております。

以前はスクラップ・アンド・ビルドというような形で、スクラップしたら、新しいのをそこにビルド、造っていく。今はそんなことはできません。再編や統廃合をしていきますので、スクラップしたらだんだんその土地、遊休財産がずっと増えてしまいますので、今後は今から総合管理計画を含めて、再編や統廃合を当然していきますので、しっかりと遊休財産に残らないような対策をしていかないと、ずっと末代、その普通財産、行政財産が残ってしまいます。しっかりとその辺りを決算を踏まえて、次年度、次の年度につながるように、遊休財産の処分については、しっかりと頑張ってもらいたいというふうに思います。

以上です。

○早稲田委員

それでは質問いたします。決算書の73ページの広報広聴管理事業の中の、市勢要覧原稿作成謝金10万円とありますけれども、誰にどのような内容の謝金になっているのかお示してください。

○坪根企画調整課長

市勢要覧原稿作成謝金10万円につきましては、直木賞作家、角田光代氏に対して支払ったものでございます。

この謝金によりまして角田氏へ依頼した内容については、まず1つ目として、市勢要覧に掲載する寄稿文の作成、これは光市に関することや、光市のPRに関することについて、800字程度で寄稿を依頼いたしました。

2つ目として、市勢要覧に掲載する角田市の写真撮影、以上2点について依頼をし、10万円の謝金としてお支払いをしたものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

角田氏にお支払いした謝金ということで、内容についても確認いたしました。

それでは次の質問ですけど、決算書75ページのまちひとネットワーク事業についてお尋ねします。

手数料、説明は、ちょっとあったかもしれないんですけど、インターネットの手続等の手数料や、その下の業務委託料等について説明をお願いします。

○坪根企画調整課長

まちひとネットワーク事業の中の手数料と委託料についての詳細ということであろうかと思えます。

まず、手数料につきましては、合計で246万5,489円となっておりますが、この内訳につきまして、御説明させていただきたいと思えます。

まずこの内訳として、まずインターネット申込みシステム利用手数料、19万5,143円が内訳としてございます。これは、ふるさと納税のインターネット申込みシステムへの、各社への利用手数料でございまして、寄附金額にそれぞれの会社が示す一定の割合を乗じて、手数料として支払っております。

次に2点目といたしまして、決済手数料32万5,684円が内訳としてございます。これは、ふるさと納税がインターネットで行われ、クレジット決済やキャッシュレス決済で寄附金を納付した際に、クレジット会社やキャッシュレス決済の会社を経由して、本市に寄附金が納付されることとなるわけでございますが、それに要する事務のシステムの手数料ということで、決済手数料32万5,684円を支払っております。

次に3点目として、受領証明書発送サービス利用手数料、18万8,662円の内訳でござ

います。これは、ふるさと納税の寄附者に対する受領証明書やワンストップ特例申請書等の送付を行う民間サービスがございまして、そのサービスを利用する手数料ということでございます。これも単価掛ける発送件数によって支払いを行うもので、合計として18万8,662円を支出しております。

以上を支払ったものでございます。

それと、ふるさと光応援寄附金支援業務委託料、693万5,053円の内訳でございますが、これは業務内容といたしまして、ポータルサイトの管理、寄附情報の管理、お礼品の発注、発送管理、お礼状、寄附証明書等の作成、発送、苦情対応、お礼品の企画、提案等々、ふるさと光応援寄附金に関する業務について、委託料として支払ったものでございます。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

さきの手数料について、3点の説明があった金額を、ちょっと計算して足しても、なかなか240万円以上にならないように思うんですけれども、いかがでしょうか。

#### ○坪根企画調整課長

すみません。私が桁を間違えて言っておりました。すみません。訂正させていただきます。

冒頭申し上げましたインターネット申込みシステム利用手数料について、19万5,143円と申しましたが、正しくは195万1,143円の誤りでございます。

以上を修正させていただいた上で、先ほど申し上げました決済手数料32万5,684円と受領証明書発送サービス利用手数料18万8,660円を足しますと、決算額手数料に戻ると思います。

すみません。訂正させていただきます。

#### ○早稲田委員

訂正は理解できました。

それで、今、こちらの金額を踏まえまして、手数料と、その業務委託料等も結構金額が大きいと思うんですけれども、寄附金として活用できる状態になっているのでしょうか。お尋ねします。

#### ○坪根企画調整課長

活用できる状態になっているかということでございますが、改めて、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、ふるさと光応援寄附金につきましては、歳入として2,154万3,000円を歳入として、まず受け入れております。これに対する経費ということでございますが、決算書の75ページのまちひととネットワーク事業に1,009万1,999円の歳出を決算として計上しておりますが、このうち956万762円がふるさと応援寄附金に関する事務費となっております。

この歳入から歳出を差し引いた経費、残りが1,198万2,238円となっております。  
以上でございます。

○早稲田委員

歳入と経費との計算で、一応使える金額が残っているということは分かりました。意外と手数料とか高いなと思っているところです。

じゃあ、ちょっと次の質問に入ります。

87ページ、決算書87ページです。自家用工業用水道事業のところについて質問します。

中山川ダム維持管理費負担金、設備更新負担金は、昨年度より金額が低くなっていますけれども、その理由について説明をお願いします。

○坪根企画調整課長

こちらにつきましては、実績に基づいて支出をするということになっております。

こちらの設備更新負担金等につきましては、いわゆるダムの修繕に関するような、保守点検に関するようなものを負担金として支払うわけでございますが、その経費が少なかったことに伴いまして、支出としては減少しております。

光市の負担分が全体経費の20.81%と決まっておりますので、実績に基づいて市の負担額が減ったというふうに御理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

○早稲田委員

実績に基づいて負担額が決まるということで、負担金というふうに書いてあると、定額で毎年何年かに安分してあるのかなというような、ちょっと考えがあったものですかからお尋ねしました。実績に基づいてということで理解いたしました。

では、同じページ、87ページの基金管理事業についてお伺いします。

未来創造基金積立金ということが令和5年度記載されていますけれども、こちらの内容についてお示してください。

○北川財政課長

未来創造基金についてのお尋ねでございますけれども、こちらは平成24年4月に、合併後のまちづくりの財源として活用することを目的に創設した基金でございますが、合併特例債を原資に24年度から26年度までの3か年にかけて積立てを行ってきた基金でございます。

これまで、まちづくりの財源として活用してまいりました合併特例債が、令和6年度をもって発行期限を迎えるということもございますので、今後のまちづくりの原資となるように、今後の財源とすることを見据えて、令和5年度3月補正によりまして6,603万円、こちらを積み立てて、令和5年度末残高を15億円としたというものでございます。  
以上でございます。

○早稲田委員

今後のまちづくりに向けてという積立金ということで理解いたしました。

名前がとても未来に向かっていっているものなので、まちづくりに利用していただけるように願っております。

もう一つだけ質問します。

87ページの税務総務事務費についてのところ、地方税共同機構負担金、令和4年度より金額が増えていますけれども、その理由についてお示してください。

○岩崎税務課長

地方税共同機構は、地方税に関する電子手続のポータルシステムであるeLTAXなどの管理運営の業務を担っている組織であり、その運営に係る費用は全国の地方公共団体からの負担金により賄っています。

お尋ねの負担金の増加の主な理由ですが、令和5年度から電子申告等で取り扱う税目が全ての税目に拡充されたことに伴うシステム開発費、また、令和5年1月から開始された軽自動車保有手続のワンストップサービスなどに伴うシステム開発費によるものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

電子申告等のシステムの開発費と改修費ということで確認できました。

以上です。

○西崎委員

75ページのふるさと光応援寄附金支援業務委託料について、質問をもう一つしたいと思います。

光市の業務委託先はどちらですか。

○坪根企画調整課長

委託先につきましては、株式会社中村屋さんというところに委託をしております。

以上でございます。

○西崎委員

何か全国の大口のところは、何かAmazonみたいなところへ委託しているところが多いと。そこは返礼金プラスポイントがつくんだと。総務省は認めていないようですが、そういう中村屋はついていないですね、ポイントは。

○坪根企画調整課長

中村屋さんにつきましては、返礼品の料金を業者に払うとか、そういう事務的なものを受託している会社でございますので、ポイントという意味ではついておりません。

以上です。

○西崎委員  
了解しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○坪根企画調整課長

先ほど、早稲田委員の私のお答えの中で、一部桁を間違えて言ってしまったということ  
を訂正したのですが、その説明の中で言い間違えの部分がありましたので、改めて説  
明をさせていただきたいと思います。

まず、手数料合計246万5,489円の内訳でございますが、まず1点目として、インター  
ネット申込みシステム利用手数料195万1,143円でございます。

私が、この説明を訂正したときに195万1,430円と言ったようでございますが、正しく  
は195万1,143円でございます。まず、これがインターネット申込みシステム料手数料で  
ございます。

なお、決済手数料32万5,680円に訂正はございません。

3点目の、受料証明書発送サービス手数料18万8,662円、これも訂正はございません。  
インターネット申込みシステム料手数料について訂正させていただきます。都合、  
246万5,489円となります。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

### 3 環境市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第5号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長、山田環境事業課長 ～別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、決算書の141ページのじん芥処理管理事業ですけども、予算書ではじん芥  
収集車購入費が補正を含めて864万4,000円になっておりますけども、今回記載がありま  
せんけども、その辺について説明をお願いします。

○山田環境事業課長

じん芥収集車購入費につきましては、決算書141ページの一番左側の節欄、1段目の備品購入費864万4,000円が予算現額となりますが、その2つ右の列、翌年度繰越額の欄に繰越明許費として同額を記載しております。

これにつきましては、別冊令和5年度決算審査参考資料の25ページをお願いいたします。

25ページ、入札執行日順に並んでおりますが、上から11段目、5月23日にじん芥収集車の入札を行いました。記載のとおり、株式会社エイコーが税抜き785万円で落札しております。その後、6月20日に契約を行い、納期限を本年3月22日としておりましたが、部品供給の遅れにより期限内での納車が見込めない状況となったことから、3月15日に変更契約を行い、令和6年度に繰り返したものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

確認ですが、今、納車の日はいつでしょうか。

○山田環境事業課長

変更契約により本年8月末を納期限としておりましたが、7月1日に無事に納車されております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○西村委員

それでは、何点か確認を含めて質問させていただきます。

まず、決算書の23ページ、歳入のところでございますが、これの墓地使用料が当初予算と比べて減額をされておりますが、当初予算17区画を見込んでいるということでお聞きしておりましたが、これが実績としてはどれくらいになったのかお尋ねをしたいと思います。

○周田環境政策課長

墓地使用料のお尋ねでございますが、西部墓園及び大和あじさい苑の使用の許可を受けた人は、光市墓園の設置、墓地の管理等に関する条例に基づき、使用料を納付することが規定されております。

令和5年度の予算要求時においては17区画程度の申請を想定しておりましたが、実績として10区画にとどまったことから、予算額459万1,000円に対し、決算額が266万円となったものでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。確認でした。

それから、まちづくりレポートについてお尋ねをしたいと思うんですが、これの40ページの成果指標の進捗状況というところの①番。人口1人当たりのCO<sub>2</sub>排出量について、これは進捗がハイフンになっていると思うんですが、この目標値というのはそもそもどうやって設定をしたものなのか、その辺をまず教えていただければと思います。

○周田環境政策課長

成果指標の人口1人当たりのCO<sub>2</sub>排出量について、排出量は国が発表する市域全体のCO<sub>2</sub>排出量を本市の人口で割り、算出した数値でございます。

目標設定につきましては、国が定めるCO<sub>2</sub>排出量の削減目標が、2013年比で2030年までの17年間で46%削減となっておりますことから、これを本計画期間5年間の削減率に置き換えて13.5%削減として、策定時の数値から削減した数値を設定しているものでございます。

以上でございます。

○西村委員

目標値について確認をいたしました。近況値が46.47ということで、なかなか本市の特性上この数値の達成が難しいのではないかなと推察するところではあるんですが、今説明がありましたように国の方針に合わせて数値の設定等をされているということで、この項目をどうこうというのは恐らく難しいんだろうというふうに思いますが、少しでも目標値に近くなるように、取組のほうを引き続きよろしく願いをしておきたいと思えます。

それから、同じページの下のほうの担当所管による評価のところと、主要施策の成果の98ページにエコスタイルガイドブックの作成というものが項目として挙がっておりますが、これは予算等は数字がちょっとあれなんです。具体的にはどういった取組なのか、その辺りを教えていただければと思います。

○周田環境政策課長

エコスタイルガイドブックとは、第3次光市環境基本計画のリーディングプロジェクト、未来のために今変えるライフスタイル転換プロジェクトに基づき、市民のライフスタイル転換を促すツールとなる環境に配慮した行動例等を掲載したガイドブックでございます。

具体的には、身近にできる省エネ行動例や、それらの行動を取ることで削減できるCO<sub>2</sub>排出量、またちょっとした工夫でできるエコな取組例を掲載した省エネチェックシートなどを掲載しております。

以上でございます。

○西村委員

今御説明いただきましたが、これはそもそも予算決算に数字の記載がないような気がするんですが、どういうふうに作成をしたのか、その辺りをお願いしたいと思います。

○周田環境政策課長

エコスタイルガイドブックの作成につきましては、光市地球温暖化対策地域協議会から5名の方に御協力いただき、作成部会を設置して、2回の会議を開催し、作成いたしました。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。確認ですが、これは決算書には数値としては挙がっているところがあるのでしょうか。一応確認です。

○周田環境政策課長

内容やデザインは、部会で作成するとともに、地球温暖化防止の観点から完成品についてはなるべく印刷をせず、データによる活用を行うなどの対応としており、予算の執行はありません。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。そうやってせつかく作成をいただいたものですから、広く市民の皆様に見ていただくようにと思うんですが、これの周知についてはどういうふうにしていますでしょうか、お尋ねいたします。

○周田環境政策課長

市民の皆様には、市ホームページへの掲載、市広報紙や各種イベントチラシ、ごみカレンダーへのQRコード掲載など様々な機会を捉えて周知を行ったところでございます。

また、作成に御協力いただいた地球温暖化対策地域協議会の会員、加えて環境審議会委員の皆様にも周知させていただき、印刷物の配付を極力避け、メール送信や市ホームページへの掲載を御案内いたしました。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。私もこのエコスタイルガイドブック、内容をいろいろ見てみたんですが、非常にためになるというか、勉強になるものだったと思います。

市のホームページとか機会を捉えていろんなところに周知をといるところですが、データで極力配布をしていくということかとのようですので、公式のLINEのアカウントでの配布とか、もっと周知をしていただいたらなというふうに、これはお願いを

しておきたいと思います。  
以上です。

説 明：小熊環境市民部次長、山根生活安全課長～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：西村人権推進課長、讃井地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお尋ねをしたいと思います。

決算書の75ページ、あと決算参考資料は24ページになりますが、地域づくり推進事業の保険料について、当初予算で80万円ほど取られていたと思いますが、決算参考資料を見ると入札減ということになるんじゃないかなということで推察をするところですが、減少の幅が落札率が35%ということで大分金額が下がっているんですが、これについて、まずこの金額が下がったことによって保険の補償の内容とかその辺りにこれは変更はなかったのかというところを確認させていただければと思います。

○讃井地域づくり推進課長

市民活動補償制度の保険会社の選定につきましては、補償内容の仕様をお示しをし、一般競争入札によって業者選定を行っておりまして、令和5年度は予算額80万円に対して決算額27万9,940円となっております。

賠償事故の補償内容ですが、対人賠償が1人につき6,000万円、1事故につき3億円まで、対物賠償は1事故につき500万円で、免責の金額は1事故につき5,000円というふうになっております。障害事故の補償内容は、死亡補償が1人500万円、後遺障害の補償が、障害の程度に応じてではありますが、1人15万円から500万円、入院補償費は1日につき3,000円、通院が2,000円となっておりますが、入札を実施することで価格競争は行われますが、それにより補償内容が変わる、悪くなるといったことはございません。以上でございます。

○西村委員

承知しました。保険の内容については変わりがないということで、安心をいたしました。今少し説明がありましたが、これそもそも予算取りをする際の積算、これについてはどういうふうに行ったんでしょうか。

○讃井地域づくり推進課長

予算の積算なんですが、当該年度に契約している保険会社に補償内容を仕様としてお示しした上で、事業者より見積書を提出をさせていただきまして、その見積書を参考に予

算を要求しているところでございます。

以上です。

#### ○西村委員

予算を取る時も見積りを基に予算立てをしたということで、結果として入札を行った際の企業努力による入札減ということで理解をいたしますが、ここまで落札の金額と差が出るとちょっとどうなのかなというところは見ているので、見積りを取る際に複数社からももちろん取っていると思いますが、そういったところを徹底して、あまり予算決算で金額の違いがここまで大幅なものが出ないように努めていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、決算参考資料は20ページ、決算書は79ページ。コミュニティセンター整備事業のところの、先ほど少し御説明がありましたが、家屋調査委託料で見ると、三島コミュニティセンター建設に伴う事業損失事前調査業務委託ということで上がっておりますが、まずこの調査というものは具体的にどんな内容の調査なのか、もう少し教えていただければと思います。

#### ○讚井地域づくり推進課長

この家屋調査委託料は、三島コミュニティセンター建設工事を施工するに当たりまして、工事の施工に起因する振動等により家屋に損害が発生した場合に、それが工事に起因するものなのかどうか判断するための資料として、トラブル回避のために工事前に周辺の家屋の状況について詳細に調査を行うものでございます。

今回の調査の対象は、三島コミュニティセンター建設工事敷地周辺の13棟の建物について、損失を与えるおそれのあるものを対象に調査を行いました。

調査内容としましては、建物と敷地内の位置関係や室内の間取りを計測するとともに、建物の外部・内部の既存の損傷箇所について部位別に調査を行いました。例えば、柱の傾きの調査や壁のひび割れの程度、建物の傾きなどを調査・確認を行い、工事前の状況としまして写真や図面で詳細に記録をしたところでございます。

以上でございます。

#### ○西村委員

内容について理解いたしました。

それから、この家屋調査委託料を予算取りするに当たっては、これはこういった設計をされたんでしょうか。お伺いします。

#### ○讚井地域づくり推進課長

予算の積算根拠でございますが、積算基準に基づいて対象となる家屋の構造や床面積などから家屋ごとに調査に要する人件費や必要な経費を積み上げて、システムにより積算をしております。

以上でございます。

○西村委員

その今お示しいただいた積算をしてということで予算取りをした上で、決算書の6ページのほう、説明ありましたが、これ不用額も出ているということで、この不用額についてはどういったことが原因か教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

不用額についてですが、不用額は事業者選定には入札で行っていることから、その入札減というふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

入札減ということでございますが、この落札した金額と決算書に載っている金額がこれに差があるんですが、これについては今のを総合してどういう理解をすればいいのか、教えていただければと思います。

○讚井地域づくり推進課長

入札後業務に着手をしまして、詳細な現地調査を行いましたところ、当初1つの構造物として設計していた建物が実際には2つの構造物であったことや、登記面積と実測面積が異なるものがあったことが判明したこと、さらに門扉や塀などの工作物の調査も必要ということになりましたことから、追加調査を行いまして変更契約をしたことによる差ということになります。

以上でございます。

○西村委員

入札で落札後に実際にかかったら想定外のところが出てきたということで理解をいたしました。

とはいうものの、構造物が2つに分かれているとか、実測と登記面積の差はしょうがないにしても、予算、これを設計する段階でもう少しやほりできたこともあったんじゃないかなというふうに思うところではありますので、またその辺りも今後気をつけていただければなというふうに思います。

以上で終わります。

○中本委員

それでは、決算書83ページ、安全対策費であります。

備考欄の上から4行目、交通安全施設設置工事547万2,000円について、先ほど市道との中央線、外側線、路面表示やカーブミラーの設置工事に要した費用等の説明をいただきました。令和5年度とどういったところを修繕・整備されたか確認をいたします。

○山根生活安全課長

主要施策の成果40ページ中ほどの「8交通対策費」につけております表も御参照いただければと思いますが、道路反射鏡の建て替えが三井地区で1か所、区画線等の引き直しでは、大字東荷の大和（ノウメン）線、島田四丁目の木ノ下線、島田川沿岸線、中央から光井にかけての野原岡庄線、中央六丁目の金山紺屋浴線、中村町から浅江3丁目にかけての虹ヶ丘花園線の5か所6路線の中央線や外側線など、そして光井や虹ヶ浜など8か所の指導線引き直しを実施しております。

以上でございます。

○中本委員

ただいま詳細について説明をいただきました。6路線の中央線の外側線など、8か所の市道線引き直し実施ということでありました。547万2,000円という決算でありました。結果がこういう予算化で、こういう決算額で出た。

市民の方が、安心して中央線がよく見えて安心して運転ができると。特に夜間なんか非常に白線が見やすいということで、安心できますというような声もあるようであります。計画的には実施をされておりますが、なかなか市内全域の詳細な市道線の引き直しとか外側線などがまだできておりませんので、もう少し予算化をされまして最大の効果が出るようなことに望んでおります。

非常に、今回は547万2,000円ということでありますので、この最小の予算で最大の効果を出すということでありますが、しかしある程度の一定の予算化をしながらさらに最大の効果を出すようなことにしなければならないというふうに思っておりますので、引き続き、この決算を踏まえて次の予算化である程度の予算化をお願いをしておきます。

それでは、続きまして地域の皆さん、特に高齢者の皆さんから県道の中央線や外側線、横断歩道の線が薄くなっており、通行するのが怖いという声を頂戴をいたしております。市の予算での対応が難しいことは重々承知しておりますが、何らかの手立てを取れないものでしょうか。

○山根生活安全課長

委員御承知のとおり、県道の白色の中央線や外側線などは県の道路所管課が、あと黄色の中央線や横断歩道など規制を伴う道路標識や道路表示などの交通安全施設は山口県公安委員会が所管し、設置や維持・管理をしておりますことから、私ども生活安全課のほうからも周南土木建築事務所や光警察署交通課に対して、引き直し等の要望を上げさせていただいておるところでございます。

なお、県公安委員会が所管するものにつきましては、直接の窓口である光警察署交通課のほうから、要望時には地元などの利用者からの御意見等を詳しくお伺いしたいとの意向がありますことから、警察署へ直接御要望をいただくようにも御案内をしております。

以上でございます。

#### ○中本委員

県道は県の周南土木建築事務所あるいは警察署交通課、そういうところをお願いをしなければならぬということは重々よく分かっております。県道、国道も光市内に位置する道路でありますので、市内外問わず、特に市内の方々はこの県道あるいは国道を使って、生活道ということで使っておりますので、現状では非常に横断歩道あるいは中央線等が全く見えないような状況があちこちで見られます。

高齢化社会になって、特にこういう自動車の安全対策、道路の安全対策はかなり必要であると思っております。特に、都道府県の中で非常に高齢化率が高い山口県であります。光市も山口県と同等、高齢化率も高くなっておりますので、安心・安全で運転できるような対策を早急にする必要があるだろうというふうに思っております。

全国の都道府県では、非常にこの外側線やら中央線の県のやり方が、特に県が大きな予算を投じて県内一斉にその白線、中央線の外側線などをやり替えたというようなニュースもあるようであります。ぜひ、県道、国道に対してもその安全対策をしっかりとお願いをしてほしいというふうに思っておりますので、安心・安全で運転ができるような対策をしっかりと取っていただきますように、来年度は期待しておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

#### ○早稲田委員

それでは、何点か質問させていただきます。

決算書の77ページの地域づくり支援センター管理事業の修繕料についてお尋ねします。先ほどの説明で、支援センターの体育室のエアコン等というふうにおっしゃったと思うんですけども、その他についても詳細をお示してください。

#### ○讚井地域づくり推進課長

地域づくり支援センターの修繕の詳細の内容ということですが、先ほど御説明しました体育室のエアコンの修繕をはじめ、同じく体育室の音響設備の修繕として30万9,760円。誘導灯、これは消防設備の誘導灯でございますが、この修繕98万5,600円。同じく消防設備であります自動火災報知機の修繕で47万3,000円等々を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

エアコン等もですけど、やっぱり消防施設で必要なものも修繕しているということで、こちらはいろいろセンターが活用されていると思っておりますので、引き続きよく修繕していただければと思います。

もう一つ、この77ページのところで、コミュニティセンター管理事業の中にも修繕料があります。こちらの内訳についてもお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

コミュニティセンターの主な修繕の内容でございますが、室積コミュニティセンターの和室のエアコンの修繕、これは57万9,700円。続いて、光井コミュニティセンター2階の給湯室の壁の修繕、これが36万3,000円。同じく光井コミュニティセンターの自動ドアの修繕、これは82万1,370円。浅江コミュニティセンターの受変電設備の修繕ということで25万9,600円等々を行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

室積のコミセンや光井コミセンのいろいろなところを修繕されているということで、やはり原因は老朽化に基づくものでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

建物、建築年次が古いものにつきましては、やはり老朽化ということで様々な修繕を毎年している状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

そうですね。老朽化に基づく修繕が毎年発生するということもお金がたくさんかかるとお思いますので、今後ちょっと検討していく必要があるかなと考えます。

そして、今度は決算書の79ページのコミュニティセンター運営事業のところでは、今度は修繕ではなくて施設用備品の購入というところがありましたけれども、こちらも先ほどちょっと説明がありましたが、購入費の詳細についてお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

先ほど簡単に御説明させていただきましたが、コミュニティセンターの備品ということで少し詳しく説明をさせていただきます。

市内12か所のコミュニティセンターの利便性の向上のため、来館車用車椅子を12台、27万3,600円で購入して各館に配備をしております。また、浅江コミュニティセンター2階の和室のエアコンが故障しまして、これはやはり老朽化に伴うものなのですが、当初修繕を検討しておりましたが、このエアコンが平成4年式でもう既に30年以上がたっており、修理に必要な部品がなく、修繕が困難であったこと。浅江のコミュニティセンターは、市民活動での利用頻度が高い上に災害時には避難所としても使用するということで早急に対応する必要があったことから、予備費から60万円を充当させていただきまして、エアコン2台、96万8,000円で新たに購入をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○早稲田委員

浅江のコミュニティセンターは避難所にもなるということで、早急の対応ということ

はよかったと思います。機械が古くなるともう修繕が難しい場合もあるので、早く解決できてよかったと思います。

ここで質問なんですけれども、車椅子を12台ほど用意されたということですけど、今までは各コミュニティセンターの車椅子はどうしていたのでしょうか。

○讚井地域づくり推進課長

これまでも各コミュニティセンターには車椅子を配備しておったんですが、その車椅子は各コミセンの所有物ではなく、これまでは長年光市社会福祉協議会の貸出用の車椅子をお借りして配備をしておりました。

以上でございます。

○早稲田委員

今までは貸し出してもらっていたということで、今回はコミセンの新しい車椅子になったということですけども、新しい車椅子になったのでそういった仕様とか性能とかはどういったものか、分かれば説明をお願いします。

○讚井地域づくり推進課長

それまで社協からお借りしておりました車椅子は、タイプもそれぞれ異なるものでありましたが、基本的には自走式、使用する人が扱う専用の車椅子でございました。今回購入した車椅子は、自走式でありながら介助者のブレーキレバーも装備されており、介助する人にとっても扱いやすいタイプとなっております。

また、いざ使用したい時にタイヤの空気が抜けているといったことがないように、ノーパンクタイヤの仕様にするなど、利用者と介助者双方に配慮した車椅子としたところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今までののは自走式の専用だったけれども、今回は介助者も使えるようにブレーキレバーがついているということと、あとはノーパンクタイヤということで、いざ使う時にパンクしていたことがあったら全然使えませんが、ノーパンクタイヤになったことはすごいよかったですと思います。利用者の方が使いやすいものに変えていただいたということで、ありがとうございます。

続きまして、また地域づくり支援センターのことをもう1点聞きますけれども、主要施策の成果の33ページ。出前講座についてお伺いします。

出前講座のところで、都市基盤という項目分類のところは令和4年度は実施されておらず、令和5年度に都市基盤のところの実施状況が書いてあったんですけども、その内容や実施状況についてお示してください。

○讚井地域づくり推進課長

都市基盤をテーマとした出前講座ということで、この光市の都市計画とまちづくりに関する出前講座として、5年度に岩田小学校、当時5年生20人を対象として実施したもので、講師として都市政策課の都市計画係の職員を派遣をしており、今回は計2回にわたる講座を開催し、内容については次のように報告を受けております。

まず、第1回目として岩田駅周辺地区コンパクトシティ事業に関する説明を行った後、児童から質問を受け、理解を深めてもらい、2回目の講座では1回目の講座内容を踏まえまして児童が自分たち自身で岩田駅前コンパクトシティ構想プロジェクトの取組を行い、成果物として岩田駅前の様子を絵に描いて形に残すということをされており、光市の職員は必要に応じて助言を行いながら進めていったということをごさいます。

また、児童自身が今回の講座を受けてこのプロジェクトを考えるに当たりましては、全校児童と親にアンケート調査を実施し、その結果をプロジェクトに反映するなど行政顔負けの手法により取り組んでおり、講師として派遣した職員からも大変感心したとの感想をもらったところをごさいます。

今回の出前講座を通して、児童が自分たちのまちをこういうふうにしたいという思いを形にすることで、郷土愛の醸成につながったのではないかとこのように考えております。

以上をごさいます。

#### ○早稲田委員

岩田小学校5年生20名に対して行った出前講座ということで、児童自身の積極的な発想とか、子供ならではの自由な発想でコンパクトシティについていろいろ考えるということは、市政を担っている行政側にも私たちにも勉強になることがあるかと思っておりますので、こういう子供たちが参加できる出前講座もたくさんあるといいなと感心しております。今後もぜひ、引き続き積極的に出前講座を行っていただきますようお願いいたします。

続きまして、今度は決算書の91ページ、住民基本台帳事業についてお尋ねします。令和5年度の決算書の新規として、マイナンバーカード申請支援業務の委託料が記入してありますけれども、これの実績についてお示してください。

#### ○小熊環境市民部次長

マイナンバーカード申請支援業務につきましては、マイナンバーカードの普及促進のための一つの手段ということで、令和5年9月から市内にある郵便局のうち9局にマイナンバーカードの申請受付業務、これを委託したということで、令和5年度の実績につきましては全体で46件をごさいます。

以上をごさいます。

#### ○早稲田委員

令和5年の9月から9局に実施している申請受付ということですが、どの地域の郵便局が多かったかお尋ねします。

○小熊環境市民部次長

個別の実績ということでのお尋ねでございますが、多い順に申し上げさせていただきます。光室積郵便局が11件、次いで島田郵便局が9件、それから光浅江郵便局8件、それから島田市郵便局6件、光虹ヶ丘郵便局と東荷郵便局が各4件、あとは岩田郵便局2件、それから周防郵便局と大和塩田郵便局が各1件ということでございます。

○早稲田委員

申請するのにいろいろ疑問なところがあるんだと思うんですけど、市民の方が。こちらまで、市役所まで来るのが遠いとかそういうことかなとも思ったりもしますが、やっぱり郵便局って地元で近かったりするともうなじみになっていたりして、相談しやすい点もあるのかなと考えています。とてもよい制度だと思うんですけども、これらについての周知方法についてはどうだったのか、お尋ねします。

○小熊環境市民部次長

本事業の周知方法につきまして、まず本市のほうではホームページへの掲載、それからまたマイナンバーカードの申請に関する御相談を頂いた場合に窓口のほうで案内をさせていただいております。

一方、各郵便局さんのほうなんですけれども、こちらのほうでは作成したポスターそれからチラシというのを設置させていただいております、窓口においてそのチラシを活用した御案内というのをさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

○早稲田委員

御年配の方とかだとホームページとかなかなか見ることが難しかったりするかもしれないけれども、郵便局にそういうポスターやチラシとかがあると分かりやすかったのかなというふうに考えています。

そして、この46件という結果を踏まえて、効果については所管としてはどのように捉えておられるのでしょうか、お尋ねします。

○小熊環境市民部次長

本事業の委託の効果についてのお尋ねでございますが、まず本事業を開始した令和5年9月時点で本市におけるマイナンバーカードの交付率が80%を超える状況にあったこと、それから国のマイナポイント事業も終了いたしまして、本市の窓口での申請件数のほうも大分落ち着いておりましたことから、郵便局での申請件数そのものはそう多くはないのかというような想定でございました。

そうした状況の中で、7か月の間で46件という実績なんですけれども、これは市全体の申請件数の3%程度に当たる数字でございます、これだけを見ると少ないのかなと感じられるかもしれませんが、所管課としては思ったより多かったというのが率直な感

想でございます。

これは、周知の効果というのももちろんあるかとは思いますが、先ほど委員もちょっと仰せのとおりではあるんですが、やはり地域に根差したといいますか、日常生活においてなじみがある郵便局というところで申請ができるということの利便性、これが大きかったというふうに考えておまして、マイナンバーカードの普及促進という観点において一定の効果があったものというふうに捉えております。

以上でございます。

#### ○早稲田委員

9月から始めて7か月で46件というのは、どう捉えるかという問題はあるかと思うんですが、実際に申請に行かれた方はとても助かったのではないかと思いますし、やっぱり歩いていける距離の郵便局もあるのではないかと思います。また、なじみの方に相談できるという精神的なところですかね、そういったところはすごくよかったのではないかと考えております。

そして、じゃあ続きます主要施策の成果のほうの49ページの一番下の表に、エのところ、国籍別外国人住民のところなんですけど、この表の中を見ますと表内の下から4行目のその他のところ、令和3年、4年、5年と見比べてみますとどんどん数字が増えているように見受けられます。年々増加しています。このその他に値する国で多いところはどこなのか、教えてください。

#### ○原田市民課戸籍担当課長

国籍別外国人の住民の内訳、その他についてのお尋ねですが、令和3年度まではおおむね30人前後で推移しておりましたが、近年多国籍化が進んできたことにより主要施策の成果に記載のとおり、令和4年度71人、令和5年度113人と大きく増加しております。

人数が多い国ということでございましたので5人以上いる国で申し上げますと、ミャンマー連邦共和国78人と突出して多く、カンボジア7人、ブラジルと台湾がそれぞれ5人という状況でございます。

以上です。

#### ○早稲田委員

ミャンマーの方が78人と大変多いのですが、これらの外国人の方々の来られる目的というのが分かりましたら、お示してください。

#### ○原田市民課戸籍担当課長

まず、光市に居住している外国人の住民の方については、主に定住者や、また何らかの目的により直接母国から来日、また他市区町村から来られる方がおられます。

市では来日の目的を確認することがないため、はっきりとしたことは分かりませんが、外国の方の転入の手続のときには外国の方の就労を支援する事業者の方や職場の方と一緒に手続に来られることが多いことから、主には就労の目的で日本に来られているので

はないかと思われます。

以上です。

#### ○早稲田委員

主に就労の目的で来られるのではないかということですがけれども、今後やはり人口減少もありますし、外国人の方々が就労で来られることが増える可能性が高いと考えます。ぜひ目的についても、何か調べるといふか、お尋ねできるような仕組みがあればいいのではないかと考えます。こちらは要望とします。

そして、最後に一つ、人権推進のほうで質問があります。

主要施策の成果の75ページ。あと決算書の111ページにもありますけれども、光市女性のつどいについてお尋ねします。私も実際参加して大変よかったと思っておるんですけれども、こちらの開催状況についてお示してください。

#### ○西村人権推進課長

女性のつどいの問合せでございます。第18回光市女性のつどいは、令和6年1月13日に光市民ホールで開催され、第57次南極地域観測隊調理隊員の渡貫淳子氏による「南極ではたらく、かあちゃん調理師になる」と題した講演会が行われました。

主催は、光市内で活動している食生活改善推進協議会、国際ソロプチミスト、母子保健推進協議会等12団体で構成される光市女性団体連絡協議会でございます。

この女性のつどいの開催目的は、多方面にわたる社会問題や課題について講演会を通して女性の視点から見つめ直し、明るく住みよいまちづくりに女性の感性を生かしていくこととしております。

事業額といたしましては約31万3,000円で、そのうち講師料が29万円となっております。

参加者といたしましては、303人という報告を受けております。

以上です。

#### ○早稲田委員

303人の方々の参加者ということと予算の内訳についてもお尋ねしました。内容もとてもすばらしくて、講師次第なのかなとは思いますが、とても勉強になりました。今後も、12団体の方々のよく話し合いに基づいて、よい講師といえますか、内容を検討していただいて、今後も盛況に開催されることをお願いしたいと思います。

男性の方も結構おられまして、今はもうそういう男性・女性という時代じゃないんですけれども、どんな方々でも話の中に勉強になるところがあるなど考えておりますので、今後どうぞよろしくお願ひいたします。

私の質問は、以上です。

#### ○森戸委員

今聞いていて、少し確認をしたいんですけれども、決算書の83ページの安全対策費の

光熱水費の180万6,000円についてなんですが、これは交通安全、生活安全の所管で街路照明を持っているとかそういうお話だったと思うんですが、それを持つことになった経緯といたしますか、と、どのぐらいの数を持っているのか。

○山根生活安全課長

生活安全課のほうで街路照明の光熱費、電気料金の負担をさせていただいている部分につきましては、街路照明推進協議会等で負担をしておいたものが、廃業等でスポンサーを下りられるなどの理由により生活安全課のほうで所管をするというふうなことが比率的多くございます。

また、具体的な本数の資料は持ち合わせておりませんが、生活安全課のほうで、特に専用柱として街路照明を所有しているものはおおむね90本程度ではないかというふうに記憶しております。

以上でございます。

○森戸委員

現在90本程度ということなんですが、その傾向性としてはどうなんですか。景気が悪かったときは、広告といたしますか、スポンサー自体を下りられるというケースがあったと思うんですが、最近の動向はいかがですか。つかんでいけば。

○山根生活安全課長

最近の傾向としましても、基本的には廃業でというふうなことでのお申し出が多くございます。

○森戸委員

防犯灯もありますし、それ以外に街路照明が持っていたりする協議会に補助金を出して設置をしている部分と、あと例えば道路であれば県が持っていたりとか、橋梁とかであれば建設部が持っていたりとか、相当な照明といたしますか、防犯灯だけではなくて照明という部分の数があるかと思うんですけれども。

例えば、その空白区みたいなところもあるわけですよ。防犯灯であれば自治会と自治会のはざまの部分ですよ。そこは、なかなか防犯灯が設置をしても誰が払うかというところで設置をできないところがあるわけです。

それ以外にも、何らかの理由で撤去をされてそのままになっているケース。例えば、市道岩狩線でいうと交差点の部分は、住居があったところがありますよね。市が貸していて、以前に撤去をしましたよね。そこの部分にもともと本来あったと思われるんですが、それも現在ない状況で、実態としては防犯灯も今遠くにしかないの、交差点の交通安全環境が少し低下をしているといたしますか、暗い状況にあります。

そういった空白区に対する対応というんですか、この今回の光熱水費の部分は、ある意味受けるところがないので生活安全が持っているという、いわゆる後ろ向きな受け方といたしますかね、そういうことで仕方なく必要であるから持つておかなければならない

というような状況でここまで積み上がってきているものと思います。そういうふうな空白区に対する対応は、何らかの考え方というのはあるのでしょうか。

○山根生活安全課長

空白区にというふうなことでございますが、先ほど岩狩のところの交差点につきましては、もともと街路照明推進協議会で所管・管理しておりました街路照明が立っておりましたが、家屋の撤去と合わせて街路照明も撤去させていただいているところでございます。

ただ、こちらの路線につきましては、基本的に県道でございますので、周南土木建築事務所のほうには新たな設置ということでお願いはさせていただいているところでございます。

それと、防犯灯で自治会のはざまというふうなところでございますが、こちらも警察署の生活安全課のほうに事務局があります防犯協会ですかね、そちらのほうに毎年度、自治会のほうから新設の要望を上げていただいて、そちらのほうである程度集約をした上で、年間おおむね30灯程度新設の防犯灯を設置されておると思います。

はざまというところでは、ちょっと私どももなかなか把握ができていないところでございますが、自治会間で御協議いただいて設置をお願いできたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。経費的にも全体像で見れば相当な金額になっていこうとも思いますので、適正な箇所に適正なものが設置をされるというのがベストだと思いますので、そういったベストな解を探していただけたらというふうに思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加認定第6号 令和5年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

それでは、決算書の219ページをお開きください。

国民健康保険税の未納額 1 億700万円程度出ておりますが、光市の場合、国民健康保険税の未納者の取扱いはどういうふうになっておりますか、教えてください。

○守田収納対策課長

未納の定義という御質問だと思います。

光市は国民健康保険税でございますので、地方税法及び国税徴収法等にのっとりた整理の対応対象となるものとしております。

以上でございます。

○西崎委員

私が知りたかったのは、保険税の滞納者、未納者といいますか、例えば何か月、何年ほど滞納すると保険証を出さないという、たしか決まりがあると思うんですが、これは何か月か、何年か知りたかったんですが。

○守田収納対策課長

おそらく短期証、資格者証のことをお尋ねなんだと思います。短期証については滞納が6か月以上経過して反応のない方、資格者証につきましては1年以上何ら反応のない方に対して対応しております。

以上でございます。

○西崎委員

以上、分かりましたが、この保険証がないために受診をせず、死亡または重篤な患者となったようなケースはございますか。

○小熊環境市民部次長

これに関しては、資格証の取扱いの中でも、今の収納対策課と連携しまして、事情に応じて受診をしていただくようにしておりますので、今、お問合せのあったケースについては、光市のほうではないというふうに認識しております。

以上でございます。

○西崎委員

時々、新聞等でこの問題が出るわけですけど、光に該当はないということで安心はしております。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

③追加認定第8号 令和5年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和5年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：坪井総務課長、秦消防担当課長 ～別紙

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

それでは、決算書の69ページ。防災指令拠点整備事業の下から4行目のドローン機体保険料1万3,200円ですけれども、これについては、もともと予算書では保険料6万円との記載がありますけれども、このドローン機体保険を想定してしたものでしょうか、また、減額の要因がありましたらお示してください。

○海老本防災危機管理課長

予算書の保険料については、ドローン機体にかかる保険料として計上していたものであり、想定としては通常の保険料に加え、万一機体が著しく損傷し、飛行不能となった場合においても、一定金額を負担すれば、新しく同じ機体と交換できることから、その交換費用を含めて、合計で6万円を計上していたものでございます。

しかしながら、昨年度は機体を損傷する事案もなく、通常の保険料部分のみの負担であったことから、決算では1万3,000円の支出となったものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

ドローンの機体ということはわかりました。ただ、このドローンの機体そのものの保険だけでしょうか、それともドローンが落下等によって被害を与えた場合も入りますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

保険料の内訳でございますが、予算時点では、掛金の保険料プラス交換費用となる保険の掛金としての予算を計上して、合計で7万円を計上しておりましたが、支出としましては掛金の保険料となる1万3,200円のみ支出となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

この場合に、例えば被害を与えた場合は、この保険でいけるということでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

他者に被害を与えた場合は、市民総合賠償補償保険のほうで対応する予定となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○西村委員

それでは、何点かお伺いいたします。

決算書の、まず51ページでございますが、歳入で、その他という項目で幾つかあるのですが、予算の時点では、その他が全部合わせて280万円ぐらいの記載だったと思うのですが、特にその他の項目の（人事関係）というものが、当初の予算に比べるとこれだけでも大きく増額しているように見えますが、これの要因は何でしょうか。

○坪井総務課長

歳入のうち、雑入、その他につきましては、確実に収入が見込まれるものを予算割れが生じないように見積もり、当初予算に計上していますことや、当初、見込んでいない収入をここで受けますことから、決算額については予算より増加しております。

具体的には当初予算では、団体生命保険等の職員給与からの引き去りによる取扱事務手数料や、共済組合からの健康診断等経費の助成など209万2,000円を計上していましたが、決算書におきましては、実績によりこれらの額が増加したことや、研修受講に伴う山口県市町村振興協会からの研修費助成金や、職員の災害派遣に要した経費の収入などが入ってきましたことから増額となっているものでございます。

以上でございます。

○西村委員

はい、承知しました。

当初予算の編成時には、見込まれていなかったところが増えたというところで理解をいたしました。

それから67ページ、決算書。一般管理事業の中の土地借上料。

先ほども少し説明がありましたが、当初予算と比べて43万円増という話もありましたが、それでも当初予算から比べると、決算額は少し少ないような結果となっておりますが、これの要因についても教えていただけると。

○坪井総務課長

一般管理事業の土地借上料でございますが、こちらは防災庁舎の整備に伴いまして、駐車場が減少しましたため、令和5年度の当初予算では、その代替えとして、防災庁舎北側の土地と商工会議所が所有する旧勤労青少年ホーム跡地を新たに借り上げる予算を計上しておりましたが、旧勤労青少年ホーム跡地につきましては、1年間は無償で借りられるということとなりましたので、その分の支出が減ったところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。本来お金を払って借りるところが、無償で貸していただいたということで理解をいたしました。

それから、決算書の67ページ、あと、決算参考資料は25ページ。

これの光熱水費に関してなんですけれども、当初予算と比べて大幅な減額となっているということで、他のところからもありましたが、これは電気料金が主だという認識なんです、減額の要因について改めて教えていただければと思います。

○坪井総務課長

庁舎管理事業の光熱水費につきましては、電気料金と上下水道料金の支出となっておりますが、このうち電気料金が令和5年度は約1,830万円の支出となり、令和4年度と比べると約350万円の大幅な減額となっております。

この理由といたしまして、令和5年度の入札の結果により、令和5年10月以降は電気料金のうち、基本料金の単価が減ったことなどが要因となっております。

以上でございます。

○西村委員

今、御説明ありましたが、入札の結果ということもあります、その決算参考資料の25ページの、光市役所本庁舎で使用する電力の供給というところの入札結果を見ると、落札価格が大体1,600万円というふうになってはいますが、この金額が先ほどの決算の金額と異なると思うのですが、これは入札の結果が単価入札になっていることと関係があるんでしょうか。そのあたりをもう少しお願いします。

○坪井総務課長

こちらの決算参考資料のほうの入札の落札額との違いでございますが、この入札による新たな契約につきましては、令和5年10月以降からで、決算額のうち上半期分は、以前の契約単価が適用されておりましたので、その点において、まず違いがございます。

さらに、この落札額は、提示した契約電力と年間の使用電力量の見込みに、業者が基本料金と電力料料金の各月の単価を入れて計算した年額のうち、最も安価となった額が示されておりますが、実際の電気料金の計算におきましては、実績の使用電力量との違いや、燃料費調整額などの要因も加味されてきますので、この点におきまして落札額と電気料金には違いが生じてくることとなります。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。燃料費の調整の分等々もあるということで理解しました。

また、この光市役所本庁舎で使用する電力の供給、これの契約期間はいつからいつまでになっていますでしょうか。お願いします。

○坪井総務課長

こちらの電力の契約の期間でございますが、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間の契約となっております。

以上でございます。

○西村委員

電気の周りの契約、確か前にも別のところでお伺いしたときには、3年間ぐらいの長期継続契約で大体実施をしているというふうに認識をしているんですけども、これがそうっておらず、1年で契約しているのは何か理由があるんでしょうか。お願いします。

○坪井総務課長

電気の供給につきましては、地方自治法により長期継続契約が可能でありまして、本庁舎におきましても複数年での契約をしておりましたが、この入札をした令和5年7月時点におきましては、全国的に電力供給の今後の見通しが不透明な状況でありまして、他の多くの自治体におきましても複数年の契約が不成立となっていました状況等を踏まえ、1年間での入札、契約としたところでございます。

以上でございます。

○西村委員

燃料価格の高騰とか、いろんな社会的な情勢が影響しているということかと思えます。承知いたしました。確認させていただきました。

それから最後に、決算書の71ページ。職員研修事業のうち一番下の自己啓発助成事業補助金。

これが当初予算と比べると、実績の着地が6万3,000円ということになっておりますが、これについてもう少し説明を、理由等含めて教えていただければと思います。

#### ○坪井総務課長

こちらの自己啓発助成事業補助金でございますが、令和5年度は、結果として3件6万3,000円の交付となりましたが、この要因といたしまして、問合せがあったもののうち、資格取得の受験手数料は合格が要件となりますので、結果として交付に至らなかったものもございました。また、職員からの問合せも、自らの業務にめどが立つ時期、特に年明けの1月以降に増える傾向が見られました。

そのため、年度をまたぎ、令和6年度の申請となったものもございます。令和5年度は件数としては少ないものの、昨年度より確実に問合せ等は増えておりますので、引き続き周知のほうを図っていくこととしております。

以上でございます。

#### ○西村委員

今、御説明いただきましたが、それにしても、当初予算に対してちょっと結果が振るわなかったなというのは思っているところです。

たしか、対象が予算のときに聞いたときには、28項目ぐらい資格の免許というか対象があつて、今、御説明あつたように、資格によって取得できる時期、期間というものが、試験の日付が決まっているものも多いと思いますので、そういった兼ね合いもあつてということだろうと思います。この結果を踏まえた上で、これからの予算の組み方であつたりとか、先ほどもおっしゃっていたように、より周知に努めていただいて、研さんに努めていただけるように、よろしく願いをしておきたいと思います。

以上です。

#### ○早稲田委員

では、決算書71ページの人事管理事業についてお尋ねします。

普通旅費のところは、昨年度より金額が増えてはいますが、その内容についてお示しく下さい。

#### ○坪井総務課長

人事管理事業の普通旅費でございます。

令和5年度は、令和6年能登半島地震で被災した石川県輪島市へ2名、同じく能登町へ2名を派遣、また、令和5年6月末に豪雨により被災した美祢市にも1名を派遣したため、合計で約31万円の支出がありましたので、災害派遣のなかった昨年度と比べますと、こちらが主な増額要因となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。災害派遣で増加しているということ、理解しました。

続きまして、主要施策の成果の18ページの職員研修事業の、あ、階層別という表の1番下に、シニア層職員研修という内容が出ております。これについての説明をお願いします。

○坪井総務課長

こちらのシニア層研修でございますが、令和5年度からの段階的な定年の引き上げ、また、役職定年制度が導入されることを踏まえまして、60歳到達後も組織の一員として活躍してもらうための意識の醸成を図ることを目的としまして、令和5年度から新たに実施した研修となります。

当初は、本市独自での開催を予定しておりましたが、下松市でも同様の研修を検討しているという話がありまして、令和5年度は下松市の職員と合同での開催といたしました。

本市におきましては、令和5年度中に59歳の職員8人が受講し、下松市の職員5人と合わせまして、計13人の職員が受講いたしました。こちらの研修の内容としましては、定年延長とか役職定年のある60歳到達後の働き方についてイメージをし、シニア職員に期待されるプレイヤーとしての組織貢献の在り方を理解するなど、シニア期のキャリア設計を考えていただくもので、講師の説明の下、60代の職員の役割の確認、自身の経験やスキルの洗い出し、知識や技能の伝え方についての確認などを行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

定年延長や役職定年などの制度に基づいて、それに関係する職員の方が新たに令和5年度受けられたということで、また、会場が下松市なのがなぜかなと思っていましたけれども、下松市の方と合同で受けたということで理解をいたしました。

今後、こういう研修をしっかりといただいて、お仕事に生かしてもらえたらと思います。

続きまして、次の質問に行きます。

同じく、この主要施策の成果の21ページの一番上の表のきのところ、視察研修・研修会とありますけれども、どのような内容なのか説明をお願いいたします。

○坪井総務課長

こちらの視察研修・研修会ですが、こちらは各所管において実施しました先進地視察のうち、県外への宿泊・出張を要した視察や、滋賀県にある全国市町村国際文化研修所等の研修専門機関が主催する研修会を受講したものなどを集計しております。

令和5年度は、職員提案制度や小中一貫校の視察など、計6件の先進地視察に11名が参加しておりまして、全国市町村国際文化研修所、全国建設研修センターや日本下水道

事業団など、専門機関が行う研修9件に9名が参加したものでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

視察の内容について、小中一貫校とかは今から必要になるので、そういった研修を受けたということで、内容についてお伺いしました。

続きまして、決算書の85ページの防災事務費についてお尋ねします。

防災行政無線点検等委託料は、昨年度より金額が下がっておりますけれども、点検費は変動するものなのでしょうか。その場合、その理由についてお示してください。

○海老本防災危機管理課長

今回の減額の主な要因につきましては、毎年の点検に合わせ、計画的に屋外拡声子局のバッテリー交換を行っており、令和4年度は43組を交換しましたが、5年度は16組の交換となり、交換対象が減少したことによるもの。また、3年に1回点検するアンサーバック機能のない子局について、直近では令和4年度に実施したため、5年度については点検を実施しなかったことにより、減額となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

点検項目等がいつも同じなわけではなくて、その実績と申しますか、バッテリー交換の対象のものが少なかったり、3年に1回のもの年に合っているか合っていないかということで、変動であるということが分かりました。大事な無線ですので、しっかり点検していただくようお願いしたいと思います。

同じく、85ページの防災訓練事業についてお尋ねします。

防災訓練が行われましたけれども、その内容や参加者などについての状況を教えてください。

○海老本防災危機管理課長

防災訓練の内容についてお答えいたします。

昨年度は、浅江小学校グラウンドにおいて、大雨による土砂災害及び島田川洪水を想定し、5年ぶりに総合防災訓練を実施したところでございます。

その主な内容といたしましては、地域住民による避難誘導訓練をはじめ、応援協定を締結する民間事業者による防災資機材設置訓練、市の職員によるドローンを活用した情報収集訓練、消防をはじめ警察や自衛隊など関係機関による倒壊家屋救出訓練など、議員の皆様や多くの関係機関の皆様の御協力をいただき、総合的かつ実践的な訓練となりました。なお、当日の訓練参加者は約250名でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

5年ぶりに行われた訓練ということで、かなりいろいろとプログラムが組まれていて、メニューも豊富だったなというのと、大がかりといたしますか、いろいろな準備があったように思います。

自分自身が初めて参加したような状態なので、あまり比較はできないんですけども、多くの方に今後も参加していただけるように、いろいろ内容を工夫したり、告知、そういったものにも工夫していただけるようお願いしたいと思います。

私の質問は以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」